

令和4年3月会議

小布施町議会会議録

令和4年 3月7日 開会

令和4年 3月24日 散会

小布施町議会

令和4年小布施町議会3月会議会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月7日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○町長挨拶及び議案の総括説明	6
○開議の宣告	16
○諸般の報告	16
○議事日程の報告	17
○会議録署名議員の指名	17
○会期の決定	17
○審議期間の決定	18
○議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	18
○議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	19
○議案第3号～議案第5号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	20
○議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託	21
○議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託	21
○議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託	22
○議案第9号及び議案第10号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	23
○議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託	24
○予算特別委員会の設置	24
○予算特別委員会委員の選任	25

○議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託	25
○議案第13号～議案第18号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	26
○議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託	27
○議案第20号～議案第25号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	28
○議案第26号及び議案第27号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	29
○議案第28号～議案第30号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	30
○請願第1号の上程、委員会付託	31
○日程の追加	32
○常任委員長報告（議案）	32
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	33
○散会の宣告	34

第 2 号 （3月10日）

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	35
○事務局職員出席者	36
○開議の宣告	37
○諸般の報告	37
○議事日程の報告	37
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○行政事務一般に関する質問	39
竹内淳子君	39
関悦子君	44
小林正子君	54
中村雅代君	59
寺島弘樹君	71
渡辺建次君	77

○延会の議決	89
○延会の宣告	90

第 3 号 (3月11日)

○議事日程	91
○本日の会議に付した事件	91
○出席議員	91
○欠席議員	91
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	91
○事務局職員出席者	92
○開議の宣告	93
○議事日程の報告	93
○諸般の報告	93
○行政事務一般に関する質問	93
小 淵 晃 君	93
関 良 幸 君	99
福 島 浩 洋 君	103
○散会の宣告	108

第 4 号 (3月24日)

○議事日程	109
○本日の会議に付した事件	110
○出席議員	111
○欠席議員	111
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	111
○事務局職員出席者	111
○開議の宣告	112
○諸般の報告	112
○議事日程の報告	112
○常任委員長報告(議案)	112

○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 1 5
○常任委員長報告（議案）	1 2 0
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 2 1
○常任委員長報告（請願）	1 2 3
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 2 4
○発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○予算特別委員長報告（議案）	1 2 5
○予算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 3 2
○発委第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○予算特別委員長報告の討論、採決	1 3 4
○議会報告第 1 号の報告	1 3 5
○議会報告第 2 号の報告	1 3 9
○諮問第 1 号の上程、説明、採決	1 4 0
○散会の議決	1 4 1
○町長挨拶	1 4 1
○散会の宣告	1 4 4
○署名議員	1 4 5

小布施町告示第5号

令和4年小布施町議会を次のとおり招集する。

令和4年2月28日

小布施町長 桜井昌季

1 期 日 令和4年3月7日(月)

2 場 所 小布施町役場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	寺 島 弘 樹 君	2 番	水 野 貴 雄 君
3 番	関 良 幸 君	4 番	竹 内 淳 子 君
5 番	中 村 雅 代 君	6 番	福 島 浩 洋 君
7 番	小 西 和 実 君	8 番	関 悦 子 君
9 番	大 島 孝 司 君	10 番	小 渕 晃 君
11 番	関 谷 明 生 君	12 番	渡 辺 建 次 君
13 番	小 林 正 子 君	14 番	小 林 一 広 君

不応招議員（なし）

令和4年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第1号)

令和4年3月7日(月)午前10時開会

開 会

町長の挨拶及び議案の総括説明

開 議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 審議期間の決定について
- 日程第 4 議案第 1号 小布施町組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 小布施町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 小布施町資金積立基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 小布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて

- 日程第15 予算特別委員会の設置について
- 日程第16 予算特別委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第12号 令和4年度小布施町一般会計予算について
- 日程第18 議案第13号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第14号 令和4年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第20 議案第15号 令和4年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第16号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第17号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第18号 令和4年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第24 議案第19号 令和3年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第25 議案第20号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第26 議案第21号 令和3年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第27 議案第22号 令和3年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第28 議案第23号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第29 議案第24号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第30 議案第25号 令和3年度小布施町水道事業会計補正予算について
- 日程第31 議案第26号 権利の放棄について
- 日程第32 議案第27号 権利の放棄について
- 日程第33 議案第28号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第34 議案第29号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第35 議案第30号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第36 請願第1号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の
早期回復を求める請願について

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

追加日程第1 総務産業常任委員長報告

追加日程第2 議案第1号 小布施町組織条例の一部を改正する条例について

出席議員（14名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小西和実君	8番	関悦子君
9番	大島孝司君	10番	小渕晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	小林一広君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
総務課長補佐	荒井政人君	企画財政課長	畔上敏春君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	林信廣君
建設水道課長補佐	鈴木利一君	建設水道課長補佐	芋川享正君
教育次長	藤沢憲一君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長	涌井典男	書記	柝津貴子
--------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより令和4年小布施町議会を開会いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、3月会議と呼称いたします。

◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長（小林一広君） 町長から定例会招集の挨拶及び議案の総括説明があります。

桜井町長、ご登壇願います。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

令和4年小布施町議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

全国的な寒波の影響により、大みそかの夜から元旦にかけて除雪車が出動するなど、今冬は降雪が多く、これまでに6回、除雪車が出動しております。凍結防止剤散布も、関東地方の寒波で散布剤が品薄になりましたが、納入企業様のご努力により防止剤の確保ができました。

3月に入り、日差しが強く感じ、三寒四温の中で少しずつ春の訪れを感じる時間が増え、うれしく感じております。

新型コロナウイルス感染症の第6波は、1月以降、全国的に広がりを見せ、県内においても、これまでにない感染拡大が起きております。長野県内には、1月27日から昨日までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止重点措置が適用され、町内の飲食店等にも様々な対策をお願いしてきたところです。

町内でも感染経路不明の感染事案や小学校等での感染事案が複数発生したことから、町では1月22日より、感染警戒レベルが4以下となるまでの間、公民館や体育施設の貸出しを休

止するとともに、町民の皆様に参加をお願いしている会議等について、喫緊のもの以外については延期とするなどの対応を取らせていただきました。

長野圏域における感染状況は、ピーク時から徐々に改善しつつあるものの、町内や近隣地域での感染事案が頻繁に発生し続けています。町民の皆様感染症防止対策の徹底をお願いするとともに、3回目のワクチン接種が順調に進むよう取組を進めるなど、引き続き状況を注視しながら対策に当たってまいります。

12月会議及び1月会議でお認めいただきました福祉灯油事業は、給付対象となることが見込まれる737世帯に対し通知を送り、支給申請のあった547世帯に対して支給を行いました。

児童手当の受給者を中心とする子育て世帯臨時特別給付金は、対象となる939世帯に申請書を送り、935世帯に支給を行い、残る世帯に対しても3月中には支給を完了します。

なお、3月31日までに生まれたお子さんも対象となります。随時対応を進めさせていただきます。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金につきましては、2月22日に、対象となるご家庭683世帯に通知を発送しております。できる限り速やかに支給できるよう、ご案内がお手元に届いたご家庭の皆さんは、特別給付金支給要件確認書に必要事項をご記入いただき、お早めの返信にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

昨年8月13日に発生しました豪雨による千曲川河川敷内農地の流失、土砂堆積、立木撤去等の復旧事業は、既に現場での工事が終了し、国・県の査定を受け、今年度中に完了となる見込みです。総事業費は6,423万4,000円になりますが、本復旧事業分、これは排土事業分があります、の約98%は国の補助が受けられる予定であります。

今年は、天候に恵まれ、災害もない穏やかな季節を迎え、実り多き年になることを祈るばかりです。

さて、昨年1月22日に町長に就任してから約1年が経過しました。この間、日々の町政運営や議員の皆様からのご指摘、町政懇談会などの機会を通じた町民の皆様との対話の中から、町の課題について様々なことを学ばせていただいております。

本会議でご審議いただきます令和4年度の予算案には、これまでの事業に加え、昨年の町長選挙での公約に挙げた施策や、この1年間の町政運営を通じて実感した町の政策課題に対する新たな事業を可能な限り反映させていただきました。

令和4年度における主要施策について申し上げます。

最初に、防災と環境分野について申し上げます。

令和元年東日本台風災害での教訓を踏まえ、災害時の逃げ遅れゼロを目指して令和2年度から取り組んでいる水害を想定した防災訓練に引き続き取り組みます。

令和2年9月に防災まちづくりに係る連携協定を締結した長野高専の皆様と、引き続き密に連携しながら、令和4年度は主に松川の浸水想定区域と雁田山沿いの土砂災害警戒区域を含む地域にお住まいの町民の皆様を対象に、地区での講習会や防災訓練を実施してまいります。

今年度に策定を行っている国土強靱化地域計画については、令和4年度以降、組織横断で連携しながら、具体的な事業展開を図ってまいります。

災害発生時に町職員や関係機関が迅速に行動できるよう、災害時の職員の役割分担を示した行政タイムラインについて、職員の研修機会の拡充を行い、次年度の出水期までに、研修等を通じて組織内での浸透に努めてまいります。

令和元年度の水害により越水被害を受けた千曲川右岸の一部区間については、昨年、出水期までに、高さ90センチメートルの大型土のうを設置しました。越水区間のうち設置がされていない区間についても、堤防強化工事に合わせて、国土交通省千曲川河川事務所で設置のご配慮をいただきました。工事の進捗に応じて、一時撤去等の措置が取られましたが、出水時には国土交通省が責任を持って対応すると説明を受けております。堤防強化工事がスムーズに進行するよう、河川事務所と連携して取り組んでまいります。

環境分野では、町では令和4年2月14日に、長野市をはじめとする連携中枢都市9市町村と共同でゼロカーボンシティ宣言を行ったところです。この宣言に基づき、令和4年度の早い時期に、町の温暖化対策や、廃棄物削減に係る具体的な目標値や施策等を取りまとめた小布施町環境グランドデザインを策定するとともに、環境分野の専門職を町役場内に配置し体制を強化するなど、取組を進めてまいります。

次に、産業振興について申し上げます。

4月3日から6月29日まで88日間にわたり開催されます善光寺御開帳に向けて、株式会社JR東日本長野支社や近隣市町村と連携しながら、誘客促進策を進めております。鉄道をご利用いただき、小布施にお立ち寄りいただく観光客の増加を狙ったもので、新幹線乗車の際にご覧いただける「トランヴェール3月号」では、北斎と高井鴻山に光を当てた「小布施北斎ミステリー紀行」と題し、また、18ページに及ぶ小布施特集が掲載されております。

また、誘客促進ポスターでは千曲川堤防の桜堤が取り上げられており、「大人の休日クラブ」誌をはじめとした様々な媒体で、誘客に向けたコラボ企画の取組を進めております。

毎年、連携・協働している高級フルーツの老舗、新宿高野様とは、来年度も引き続き連携して、小布施の様々な果物に関する情報を発信、小布施町や町内産の果物の認知度向上につながるよう取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症に係る商工業者などへの支援につきましては、令和3年度国の補正予算の地方創生臨時交付金や県の第6波対応事業者支援交付金を活用し、国や県の支援事業の内容や町内の現状等を踏まえながら、引き続き、事業者の皆様の経営に資する支援策に取り組んでまいります。

なお、予算措置につきましては、令和4年度早々に議会をお願いし、補正による対応をしてまいります。

農業事業者と商工業事業者の連携・協働をさらに推進し、新しい付加価値創造に取り組むために、新たに農商工連携推進官や農商工連携に特化した地域おこし協力隊の採用に取り組みます。また、現代の湯治場を切り口に、町の新たな魅力創出に向けて、町職員に加え、農商工分野の若手事業者が関わるプロジェクトチームを組成し、次世代のまちづくりの担い手育成やビジョンづくりに取り組んでまいります。

まちづくりについて申し上げます。

ふるさと納税は、納税をされた方に農産物等を中心とした町の魅力をお伝えすることを目標に取り組んでおります。新たな視点からのさらなる返礼品の充実を目指すため、今年度より一部の事務を外部委託したことなどにより、昨年度に続き、過去最高額となる多くの寄附を頂きました。来年度も今年同様、多くの方からご寄附をお寄せいただけるよう取り組むとともに、頂いた寄附金は町民の皆さんのために有効活用してまいります。

官学連携につきましては、東京大学先端科学技術センターをはじめとした大学との共同研究・プロジェクトを引き続き実施をしてまいります。

東大先端研との連携では、住宅等の建設に法的制限のある農村集落において柔軟な土地利用が可能となるよう、引き続き検討を進め、農村集落の魅力や地域の未来を描く地区計画案の作成に向けた取組を進めてまいります。

少子化対策は、若い世代の子育てを応援し、子供を産み育てていただける地域づくりを進めます。新たに、条件を満たすご夫妻を対象に住居費用等を補助するほか、引き続き、三世帯住宅の増改築や市街化調整区域への新築費用に対する助成などを行ってまいります。

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、令和4年度からは出産祝い金を贈るとともに、引き続き、第3子以降のお子さんを対象に、小・中学校入学祝い券を交付します。

ここ数年、子育て世代の皆さんの小布施町への転入が増えております。引き続き、小・中学校における1学年当たりの児童・生徒数100人維持の目標に向け、鋭意取り組んでまいります。

デジタル化の推進について申し上げます。

デジタル機器の普及に加え、コロナ禍により、オンラインでの手続等に対するニーズが高まる中で、町民の皆さんの利便性向上と役場業務の効率化を図るため、行政のデジタル化を推進します。

具体的には、マイナンバーカードを用いて住民票や所得証明書等の請求をオンラインで行うことができる申請システムの導入、また、町の情報をお届けする公式LINEの機能強化を図るとともに、AI技術を活用したサービス導入などにより、行政事務の効率化・省力化に取り組んでまいります。

建設・水道関係について申し上げます。

かねてより国へ要望しておりました立ヶ花狭窄部の掘削作業が、令和9年度末完了を目指し昨年2月から進められています。工事は、川が増水しない時季に段階的に進め、川底の掘削、上下流に整備する遊水地も併せ、令和元年東日本台風災害時の推定最大流量毎秒9,000トンに対応できるようにするものです。事業が早期に完了するよう、引き続きお願いをしております。

通学路の交通安全対策につきましては、国庫補助も活用し、カラー舗装を行うほか、丸林踏切の改修を行う予定です。

公共下水道事業、集落排水事業の公営企業会計移行化につきましては、建設水道課に下水道事業公営企業会計化準備室を付置し、移行化の準備を行っております。令和6年4月の移行に向け、準備を進めてまいります。

水道事業につきましては、収益的収支では純利益が見込め、今後も安定した財政運営となる見通しです。水道施設の整備につきましては、安全で安定した水道水の供給のため、幼稚園駐車場内に新しい水源の井戸を掘削いたしました。丸都園芸組合からお借りする既存の深井戸と併せて、早期に水道新水源として利用できますように、水道事業の変更申請を進めてまいります。

小布施町低区配水池更新事業につきましては、今回補正をお願いしておりますが、令和5年度末の施設完成に向け、詳細設計に取り組んでいるところです。現在、用地取得、造成工事が完了し、令和4年度より本格的に工事着手を予定しており、近隣住民の皆様からのご理

解も賜りながら、迅速に取り組んでまいります。

次に、健康・福祉について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

町では2月以降、医療従事者の皆さんを皮切りに、町内医療機関の皆さんのご理解とご協力の下、2回目接種から6か月を経過した皆さんへの3回目接種に取り組んでおります。接種を希望されている町民の皆様には、できるだけ早く接種を進められるよう取り組んでまいります。

国民健康保険は安定的な運営に努めてまいります。小布施町の国民健康保険における被保険者1人当たりの医療費は、前年度と比べ増加しております。健診の受診勧奨や健診結果に基づいた特定保健指導など、積極的に取り組んでまいります。

児童虐待は、要保護児童への対応について、町に求められる役割がこれまでよりも非常に大きくなっております。町では、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に向け、精神保健福祉士に協力をいただき、児童相談所等関係機関と連携した対応に努めております。

よりよい子育て環境の整備に向け、要保護児童対策地域協議会では、切れ目ない総合的な支援を図る実務者会議を今年は2回開催し、連携体制を強化しています。令和4年度は、福祉係・教育委員会子ども支援係の連携をさらに強化し、子育て世代の支援体制強化を推進してまいります。

高齢になっても、住み慣れた地域で一人一人が尊重され、笑顔で暮らしていけることができる地域づくりが求められていることから、町社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターを中心に地域への働きかけを行い、あらゆる人がつながり助け合うことができる生活支援体制整備事業を積極的に進めてまいります。

町職員が、地域に目を向け、あらゆる相談支援に立ち向かえるよう、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門家の協力の下、一つ一つの相談に的確に応じ、支援を進める体制づくりに努めてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

小・中学校の環境整備を計画的に進めます。新年度の主なものとして、小学校ではプール全面塗装工事、中学校ではトイレの洋式化に合わせて水回り全体の改修工事を実施し、児童・生徒の皆さんが学校で快適に過ごせるよう努めてまいります。

発達障害の早期発見・早期支援を進めるため、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒について、関係部署・機関と連携して、細やかな対応と子供たちの将来の自立を目指したサ

ポートを強化してまいります。また、精神保健福祉士や臨床心理士、療育コーディネーターなどの専門職と共に、各園への巡回訪問を実施し、障害があっても社会で自立できるよう、引き続き支援をしてまいります。

不登校や不登校ぎみの児童・生徒が増えていることへの対応として、引き続き中学校に不登校等学習生活支援員3名を配置するとともに、専門の知識をお持ちの皆さんの協力もいただいて、学校現場や家庭で児童・生徒や保護者の悩みや相談に応じるなど、様々な課題の解決のために必要な支援をしてまいります。また、学校でも家庭でもない児童・生徒の居場所となる中間教室の取組を継続して進めてまいります。

児童の放課後の居場所である子ども教室と放課後児童クラブでは、サポートが必要なお子さんが安心して入所できるよう体制を整えております。職員研修等を実施し、支援に携わる指導員や職員の知識とスキルの向上にも努め、適切に対応してまいります。

7年目を迎える幼保小中一体となった小布施学園コミュニティスクールは、各運営委員会が課題に対する議論を深め、実践を重ねることで、開かれた園・学校づくりに取り組んでおります。今後、より一層、町民の皆さんのご意見やご要望を反映し、地域と一体となった保育・教育の実現を目指すため、専任コーディネーターの確保に努め、園や学校を中心とした新たな地域づくりを展開してまいります。

学校給食は、どの児童・生徒にも安全に、かつ楽しく食事ができるように、希望する児童・生徒にはアレルギー対応食を提供するなど、きめ細やかな対応を行うとともに、より地産地消を推進し、栄養価の高い給食を提供してまいります。

また、保護者の給食費の負担軽減を図るため、令和4年度より、小・中学校の児童・生徒1人当たり5,000円の補助を新設する予定であります。

生涯学習は、少子高齢化が進む社会の変化に対応するため、生涯学習・公民館の在り方を原点から見直し、人生100年時代にふさわしい多様なプログラムの提供を目指してまいります。

また、昨年に引き続き、働き方改革など社会情勢の変化を踏まえた地域スポーツ体制の見直しを行い、中学校部活動の地域スポーツクラブ活動への移行も見据えながら、今後の地域スポーツについて、団体関係者による協議の場を設け、検討いたします。

平成4年の開館以降、多くの来館者に愛されてきたおぶせミュージアム・中島千波館が30周年を迎えます。これを記念し、中島千波画伯の作品を中心とした展覧会や若手作家の展覧会を開催するとともに、記念冊子を発行します。

歴史民俗資料館は、民具資料の展示だけでなく、小布施町の歴史と文化が一目で分かるよう、展示室ごとにテーマを設け、企画展示なども充実させるため、昨年に引き続き模様替えを行います。

人権政策・人権同和教育の推進につきましては、引き続き、町民の皆さん一人一人が人権感覚を持ち、部落差別をはじめとした差別のない町を築くため、人権を尊重する多様な学習講座を企画し、区民人権学習会をより多くの地域で開催するよう努めてまいります。

次に、本会議に上程いたします議案について申し上げます。

提案いたします議案は、一部改正条例11件、令和4年度一般会計及び特別会計等予算7件、令和3年度一般会計及び特別会計等補正予算7件、権利の放棄について2件、損害賠償の額を定めることについて3件の計30件であります。

最初に、主な条例案について概要を説明いたします。

小布施町組織条例の一部を改正する条例は、総務課の税務会計係と健康福祉課の住民係をまとめ、新たに住民税務課を設けることで、さらなる住民サービスの向上を図るほか、行政課題を克服していくため、各課の分掌する事務の見直しを行うものです。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例並びに小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例等につきましては、令和3年度人事院勧告に基づく法律の一部改正に伴い、期末手当に関して改正するものです。

小布施町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、総務省が推進している地域プロジェクトマネジャーについて、フルタイム会計年度任用職員とするため、給与額の特例を定めるものです。

小布施町資金積立基金条例の一部を改正する条例は、小布施町公共施設等総合管理計画及び小布施町公共施設個別施設計画には教育文化施設の改修等も含まれることから、小布施町教育文化施設資金積立基金を大規模建設事業資金積立基金に統合し、一体的な運用を図るため、改正するものです。

小布施町手数料条例の一部を改正する条例は、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、マイクロチップを装着された犬の登録に当たり、これを鑑札とみなすとの規定が設けられたことから、改正を行うものです。

次に、予算について申し上げます。

令和4年度の一般会計の予算規模は54億7,700万円、令和3年度当初予算に比べ4.8%の増

となっております。

歳入について申し上げます。

町税のうち町民税は、新型コロナウイルス禍ではありますが、令和3年度の課税状況を踏まえ、個人町民税は前年度比8.7%、3,943万7,000円増の4億9,306万9,000円を見込み、法人町民税は前年度比30.2%、749万2,000円増の3,226万9,000円を見込みました。

固定資産税は、評価替えの影響と新型コロナウイルス感染症による中小事業者への減免の影響が少なくなることを考慮し、前年度比7.0%、3,428万9,000円増の5億2,302万3,000円を見込み、軽自動車税や町たばこ税などを加えた町税全体では前年度比7.7%、8,238万円増となる11億5,263万1,000円を見込みました。

地方交付税は、国の地方財政計画では3.5%増の18兆538億円が確保されております。令和3年度の実績も考慮し、前年度比10.5%、1億7,600万円増の18億5,000万円を見込んでおります。

ふるさと応援寄附金は、全国各地から多くの皆さんにお申出をいただいております。令和4年度についても3年度と同様に、町の魅力を発信し、町内の農産物等、産業振興を図る観点から、感謝特典の品目等を充実させることで、前年度当初予算よりも1億円多い6億円を見込みました。

繰入金は、前年度比34.9%、1億3,260万8,000円減の2億4,687万5,000円を計上いたしました。主なものは、小布施ふるさと応援基金繰入金2億3,478万8,000円等で、財政調整基金からの繰入れは行っておりません。

町債の総額は、2億8,140万円を見込みました。借換債は、前年度と同額の8,820万円となっております。これを除く実質の町債発行は、前年度比21.5%、5,280万円減の1億9,320万円を計上いたしました。道路や水路の整備に伴う建設事業に係るもので8,420万円、地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債1億900万円を見込みました。

続いて、歳出について申し上げます。

性質別では、人件費は前年度比4.3%増の12億4,155万4,000円、扶助費は0.3%増の5億4,892万8,000円、公債費は0.3%減の3億7,957万9,000円となっております。

普通建設事業費は、前年度比23.8%減の3億1,101万5,000円となっております。主なものは、道路・水路の新設改良事業に8,462万円、交通安全施設設置費に1,473万5,000円、わかば保育園遊戯室空調施設設置工事など保育園環境整備事業に1,551万3,000円、小・中学校施設改修・環境整備事業に4,742万8,000円となっております。

目的別の前年度との比較を見ますと、総務費は、ふるさと納税促進事業費の増等により14.8%の増、民生費は、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金返還金が発生したこと等により6.7%の増、衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費等の増により7.8%の増、農林水産業費は、県営畑地帯総合土地改良事業負担金の減等で7.2%の減、商工費は、施設整備事業費（おぶせガイドセンター）の減等により8.3%の減、土木費は、交通安全施設設置工事の増等により0.7%の増、消防費は、千曲川右岸堤防水防活動工事の減等により9.4%の減、教育費は、小・中学生への学校徴収金補助の新設、芸術文化振興基金繰出金等により1.6%の増となっております。

次に、各特別会計及び水道事業会計の令和4年度予算を申し上げます。

国民健康保険特別会計は13億2,784万2,000円、後期高齢者医療特別会計は1億8,559万7,000円、介護保険特別会計は11億3,121万1,000円、下水道事業特別会計は4億5,470万6,000円、農業集落排水事業特別会計は2億5,600万3,000円、水道事業会計は、収益的支出で1億8,980万円、資本的支出で1億6万4,000円です。

なお、歳入歳出等の説明は省略させていただきます。

次に、一般会計補正予算（第10号）及び各特別会計補正予算について申し上げます。

一般会計補正予算（第10号）は、5億4,437万8,000円を追加し、補正後の予算額を72億3,394万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、地方交付税で1億3,982万円の増、中学校のトイレ改修事業等に伴い教育費国庫補助金3,625万6,000円及び義務教育施設整備事業債7,890万円の増、令和元年東日本台風により被災した飯田雨水排水ポンプ場の災害共済金7,328万1,000円、小布施ふるさと応援寄附金2億3,000万円の増、企業版ふるさと納税寄附金500万円の減、県営土地改良事業土地改良区負担金1,890万6,000円の減等が主なものです。

歳出の主なものは、ふるさと納税促進事業費で2億3,003万円の増、大規模建設事業資金基金積立金8,300万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費1,998万4,000円の増、県営畑地帯総合土地改良事業負担金3,105万円の減、中学校環境整備事業費1億5,914万8,000円の増、予備費1億660万7,000円の増などを計上しております。

国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、68万5,000円を追加し、補正後の予算額を12億9,792万1,000円に、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、629万6,000円を追加し、補正後の予算額を1億8,003万5,000円に、介護保険特別会計補正予算（第3号）は、1万2,000円を追加し、補正後の予算額を11億4,645万4,000円にするものです。

なお、下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は繰越明許費のみの補正、水道事業特別会計補正予算（第4号）は継続費のみの補正となります。

権利の放棄については、厚生住宅使用料及び水道使用料の債権の放棄について、地方自治法の規定により議会にお諮りするものです。

損害賠償の額を定めることについては、令和3年10月に発生しました上水道の濁りの影響により、法人所有の業務用調理器具、また貯水槽、給湯器等に目詰まりが発生し、交換及び修繕が必要となった費用について、町が損害賠償し、相手方に支払うものです。

以上、令和4年度に向けた施策方針と令和4年度予算案はじめ、議案についての概略を説明申し上げました。よろしくご審議いただきまして議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

なお、3月会議最終日に人事案件の追加提出を予定しております。よろしくお願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

請願の受理について報告いたします。

令和4年2月24日付で、ミャンマー民主化を支援する信州の会代表、若麻績敏隆君から、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める請願1件の提出がありました。

請願は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、今会議において、説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は、一覧表に印刷してお手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

これをもって、諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

- 議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。
- 直ちに日程に入ります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小林一広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
- 12番 渡 辺 建 次 議員
- 13番 小 林 正 子 議員
- 以上の2名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（小林一広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
- 本定例会の議会運営に関する事項について、議会運営委員長から報告を求めます。
- 大島議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大島孝司君登壇〕

- 議会運営委員長（大島孝司君） 令和2年小布施町議会の運営につきまして、議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。
- 会期につきましては、通年議会実施要綱第2条に基づき、本日から令和5年4月29日まで

419日間とすることに全員一致で決定しましたことをご報告いたします。

○議長（小林一広君） お諮りいたします。今定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から令和5年4月29日までの419日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、今定例会の会期は419日間と決定いたしました。

◎審議期間の決定

○議長（小林一広君） 日程第3、審議期間の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

大島議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大島孝司君登壇〕

○議会運営委員長（大島孝司君） 3月会議の運営につきまして、議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討しました結果、本日から3月24日までの18日間とすることに全員一致で決定しましたことをご報告いたします。

○議長（小林一広君） お諮りいたします。3月会議の審議期間につきましては、委員長報告のとおり、本日から3月24日までの18日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、3月会議の審議期間は18日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第4、議案第1号 小布施町組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第1号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

なお、議案第1号は、本日この後、総務産業常任委員会を開会し、審査をお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第5、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第2号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第3号～議案第5号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第6、議案第3号から日程第8、議案第5号までは、人事院勧告等に関する給与等の関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議案第3号から議案第5号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第3号から議案第5号までの説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号から議案第5号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号から議案第5号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第9、議案第6号 小布施町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第6号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第10、議案第7号 小布施町資金積立基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上企画財政課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第7号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第11、議案第8号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第8号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、お手元へ配付いたしま

した議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第9号及び議案第10号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第12、議案第9号及び日程第13、議案第10号は保育事業の運営に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議案第9号及び議案第10号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

藤沢教育次長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第9号及び議案第10号についての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号及び議案第10号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号及び議案第10号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のお

り、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第14、議案第11号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第11号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎予算特別委員会の設置

○議長（小林一広君） 日程第15、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第12号 令和4年度小布施町一般会計予算及び議案第13号から議案第18号までの令和4年度小布施町特別会計予算について、慎重審議を期すため、この際、議長を除く12名をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎予算特別委員会委員の選任

○議長（小林一広君） 日程第16、予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において

寺島弘樹議員	水野貴雄議員	関良幸議員
竹内淳子議員	中村雅代議員	福島浩洋議員
小西和実議員	関悦子議員	大島孝司議員
小淵晃議員	渡辺建次議員	小林正子議員

以上12名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました12名の議員を予算特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました12名の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第17、議案第12号 令和4年度小布施町一般会計予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第12号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号は、先ほど設置されました
予算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は、予算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第13号～議案第18号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第18、議案第13号から日程第23、議案第18号
までは、特別会計予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括
議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第13号から議案第15号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。
永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第13号から議案第15号までについての説明が終わりました。
続いて、議案第16号から議案第18号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。
林建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第16号から議案第18号までについての説明が終わりました。
これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号から議案第18号までは、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号から議案第18号までは、予算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時5分の予定です。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時04分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第24、議案第19号 令和3年度小布施町一般会計補正予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上企画財政課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第19号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第20号～議案第25号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。

日程第25、議案第20号から日程第30、議案第25号までは、特別会計補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第20号から議案第22号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。
永井健康福祉課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第20号から議案第22号までの説明が終わりました。

続いて、議案第23号から議案第25号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。
林建設水道課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第23号から議案第25号までについての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号から議案第25号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号から議案第25号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第26号及び議案第27号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。

日程第31、議案第26号及び日程第32、議案第27号は、権利の放棄に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第26号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上企画財政課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第26号の説明が終わりました。

続いて、議案第27号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

林建設水道課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第27号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号及び議案第27号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号及び議案第27号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第28号～議案第30号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。

日程第33、議案第28号から日程第35、議案第30号までは、権利の損害賠償に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議案第28号から議案第30号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

林建設水道課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第28号から議案第30号までについて説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号から議案第30号までは、お

手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号から議案第30号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表の
とおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第36、請願第1号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し
民主的な政治体制の早期回復を求める請願についてを議題といたします。

事務局職員から請願の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本請願は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策
立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、請願第1号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常
任委員会へ付託することに決定いたしました。

先ほど総務産業常任委員会に付託しました議案第1号について、総務産業常任委員会を開
会し、審査をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 3時05分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま総務産業常任委員長から、先ほど委員会に付託しました案件に係る委員会審査報告書が提出されましたので、ご報告いたします。

◎日程の追加

○議長（小林一広君） お諮りします。お手元に配付いたしました追加日程表のとおり日程を追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。
よって、日程を追加いたします。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 追加日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました追加日程第2、議案第1号について、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

福島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○総務産業常任委員長（福島浩洋君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

本日午後1時54分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、令和4年3月会議で付託された議案第1号 小布施町組織条例の一部を改正する条例についてであり、慎重に審査しました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第1号についての質疑の主なものとして、住民サービス向上に対する具体例について、受付窓口の配置数について。住民対応と税務対応が分かれるのか。課の名称に違和感があり、

住民にとってふさわしい組織の考え方は。住民税務課に配置される職員の数は。4月から組織編成する意義について。1年ごとに改編されているが、不具合があったのか。組織改編の主眼について。専門的な職員体制について。職員のモチベーション意識について。改編後にできる企画財政課の内容について。改正条例第1条中の改め分について。これまでの審議会の過程内容と職員からの声の反映について。職員組合との協議と会計業務の位置づけは。経験値を生かした人事異動について。労働意欲を持った職員体制を。総合政策推進室の考え方について等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第1号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和4年3月7日、総務産業常任委員長、福島浩洋。

○議長（小林一広君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

引き続き、予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第7条の規定により、委員長、副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時、場所を定めて互選を行わせるとの規定により、招集日時は本日ただいまから、場所は議会会議室と定めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時11分

令和4年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第2号)

令和4年3月10日(木) 午前10時開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

日程第1 発委第1号 ロシアのウクライナ侵攻に強く非難し即時撤退を求める決議

日程第2 行政事務一般に対する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	3番	関良幸君
4番	竹内淳子君	5番	中村雅代君
6番	福島浩洋君	7番	小西和実君
8番	関悦子君	9番	大島孝司君
10番	小淵晃君	11番	関谷明生君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(1名)

2番 水野貴雄君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
総務課長補佐	荒井政人君	企画財政課長	畔上敏春君

健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長 補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	林信廣君
建設水道課長 補佐	鈴木利一君	教育次長	藤沢憲一君
監査委員	畔上洋君		

事務局職員出席者

議会事務局長	涌井典男	書記	柘津貴子
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

2番議員、水野貴雄君から、都合により欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

次に、本日、議会運営委員長から発委第1号 ロシアのウクライナ侵攻に強く非難し即時撤退を求める決議についてが提出されましたのでご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

これより直ちに日程に入ります。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） 日程第1、発委第1号 ロシアのウクライナ侵攻に強く非難し即時撤退を求める決議についてを議題といたします。

議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

大島議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大島孝司君登壇〕

○議会運営委員長（大島孝司君） 発委第1号について申し上げます。

ロシアのウクライナ侵攻に強く非難し即時撤退を求める決議について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由、ロシアがウクライナに侵攻したことに伴い、民間人を含む死傷者が発生し、多くの人が避難を余儀なくされ、国際社会から非難の声が上がっている。ロシアが軍事侵攻に踏み切ったことは、力による一方的な現状変更を認めないという国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて受け入れられるものではない。

小布施町議会として、ロシアに対してウクライナへの攻撃や主権侵害に抗議するとともに、日本政府へ邦人の確実な保護や我が国への影響、対策について万全を尽くすよう強く求めるものであります。

決議について申し上げます。

ロシアのウクライナ侵攻に強く非難し即時撤退を求める決議。

2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻したことに伴い、民間人を含む死傷者が発生し、多くの人々が避難を余儀なくされ、国際社会から非難の声が上がっている。

ロシアが軍事侵攻に踏み切ったことは、力による一方的な現状変更を認めないという国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて受け入れられるものではない。

3月2日には国連総会において加盟193か国中141か国の賛成で、ロシア非難決議を採択しロシア軍の即時、無条件での完全撤退を要請している。

小布施町議会として、ウクライナへのロシアによる攻撃や主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシアに対して、即時に完全かつ無条件で撤退するよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求めるものである。

また、政府におかれては、邦人の確実な保護や我が国への影響、対策について万全を尽くすよう強く求める。

令和4年3月10日、小布施町議会。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） 日程第2、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告をいたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

なお、新型コロナウイルス感染症防止のため、質問は簡潔明瞭に発言をお願いいたします。

◇ 竹 内 淳 子 君

○議長（小林一広君） 最初に、4番、竹内淳子議員。

[4番 竹内淳子君登壇]

○4番（竹内淳子君） おはようございます。

質問に入らせていただきます。

昨日、小布施町国土強靱化地域計画案が公開され、パブリックコメントの募集が始まりました。今回、質問いたします消防団の体制と災害対応力の強化についての推進の計画案もありましたが、本日具体的に質問させていただきます。

近年、消防団活動については、2019年の台風19号による水害や2020年の千曲川水害、また、町内の火災などへの出動などもあり、消防団活動はいざというときにはとても頼りになる存在です。消防団の皆様には厚く御礼申し上げます。

しかしながら、各地域でなかなか団員確保がままならないというお話もよくお聞きします。私のところにも地域で勧誘活動を行ってもなかなか集まらず、ほかの自治体に頼っていて今後がとても心配だという相談がありました。この問題については差し迫った対策が必要であるとの思いから、以下何点か質問をし、町の見解をお聞きします。

災害はいつどこで起きるか分かりませんが、多くの消防団員は町内を離れ長野市や須坂市、中野市など勤めている方が多いかと思えます。仕事や家庭の都合などで全ての活動に参加することが難しいなどの理由で、消防団に参加できない方もいらっしゃると思えます。

全ての災害活動に参加する基本的な消防団制度の補完的な制度として、機能別消防団員という制度があります。事情に応じて特定の活動のみに参加する制度です。火災予防、OB団員など活動を限るというふうなことです。そういうふうな活動のみということになりますと、参加もしやすいのではないのでしょうか。会社勤めで日中に出動できない人も多いことから、地域の団員が手薄な時間帯に迅速に出動できる人員の確保にもなると思えます。県内でもこの動きは広まっていると思えます。

それでは、消防団活動人員確保について4点質問いたします。

質問1として、町内における日頃の災害に対する消防団の位置づけについてのお考えと、日中に町内で火事や災害が発生した場合に団員がどのくらいの数で集まることのできるのか、現状把握と想定はありますでしょうか。

〔「質問1つしか言ってない」の声あり〕

○議長（小林一広君） 失礼いたしました。

では、質問2として、消防団員の確保について、当町では定数が183名となっています。団員確保についてどのような対処法をしておられますでしょうか。

質問3として、町内の企業で働いておられる消防経験者の方や役場職員が、いざというときの消防出動などの要請とかお願いできる体制はありますでしょうか。

質問4として、当町では機能別消防団員の制度を導入するお考えはありますでしょうか。

以上4点についてお願いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） おはようございます。

それでは、竹内淳子議員からありました消防団活動の人員確保についてということで質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の質問で、町内における日頃の災害に対する消防団の位置づけというところと、日中で町内で火災や災害が発生した場合の団員がどのくらい集まるシミュレーションというところのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、町消防団の田中団長をはじめとする団幹部の皆さん、また消防団員の皆さんにおかれましては、火災時や災害発生時の活動のほか、訓練、夜間・月例の巡回、消火栓器具、器具部・器具箱の点検、また除雪などの平常時の予防消防活動などで日々大変なご尽力をいただいております。このことにまず心より御礼を申し上げます。

消防団員の皆さんは非常勤の公務員として位置づけられておまして、ふだんお仕事をされながら、有事の際には消防団員として活動していただいております。主な活動は火災時の消防や予防消防活動がメインになっておりますが、例えば一昨年、令和元年の東日本台風災害のように、水害の発生が予測される場合の水防活動であったりとか、住民避難の誘導、発災後の救援活動等にもご活躍をいただいている。そういった意味で、非常に重要な住民の皆さんの命を守る大切な役割として位置づけております。

現在はご存じのとおり、須坂市消防本部小布施分署が1日6人体制で、こちら3班体制で24時間いつでも火災救急に出動できるような体制になっておりますので、例えば火災の場合には、こういった消防署の補佐的な形で消防団員が活動するというふうな形になっております。

議員からご質問のシミュレーションに関してですが、現在定員の団員183人おりますが、そのうち61人が町内企業や農業等の従事者として主に町内で仕事をされている方という状況になっておまして、104名が町外企業でお勤めの方、また、どちらでもない方、不明な方も含めてそういった方が18人ということで、町のほうでは把握をしております。

したがいまして、平日の日中は大体4割の方が町内、6割の方が町外にいらっしゃるというような状況になっておまして、町内勤務者については、企業の皆様の大変なご理解やご協力もありまして、比較的出動がしやすい状況にあるというふうに考えております。

また、出動のタイミングにつきましても、平日・休日の違いもありますし、火災ですと早朝起こることもございます。昼間、夜間、夜中など様々なタイミングで出動の可能性があるというような状況ではありますが、24時間の常備消防体制が現状整っている中では、火災災害

時の際に小布施分署と連携してしっかりと対応できているというふうに現状は認識をしております。

いずれにいたしましても、団幹部の皆様と連携を密にしながら、消防団運営を行ってまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

2つ目の質問の消防団員の確保についてどのような対処をしているかということにつきましては、議員からありましたとおり、小布施町の消防団の隊員定数は、これ条例で定められておりまして、現在183人となっております。定数はこの経緯に関しましては、平成8年3月議会において、当時196人の定数から若干削減をしまして183人に改正をしたというふうな経緯がありまして、前回の改正からかなり時間が経過をしております。管轄いただいている地域の世帯数を基本にしまして、地域の広さであったり、例えば洪水への備えということで千曲川の沿岸であるかどうかとか、そういったところ、また、住宅の密集状況を考慮して当時決めさせていただいたというような経緯がございます。

消防団員の確保につきましては、小布施町だけではなく、県内・県外と全国的に団員不足が非常に大きな課題となっておりますが、小布施町においては、団幹部の皆さんや各部の部長さん、班長さんのご努力により現在は定員割れがない状況であります。各世帯を個別に回っていただくなど、様々な努力をさせていただいております。

しかしながら、一部の地域では後任者が見つからない状況も見られておりまして、通常10年程度で退団をしていただくところを10年以上の在籍をお願いし、定数を何とか確保していただいているような分団もがございます。可能な限り長期での負担を軽減するために、各分団では積極的に団員の勧誘を行っていただいております。一部の地域では自治会長さんが帯同して勧誘活動というものを行っていただくなどご苦労いただいております。

また、近年では、男性だけではなくて女性の消防団員の方にも加入をいただきたいということで、そういった啓発も進めていますが、人数はまだ少ないんですが入団していただいている方もございます。一部分団の詰め所においては、そういった環境整備ということでトイレ等の整備などにも取り組んでいております。

今後も引き続き消防団員の負担軽減、魅力PR、また、団員の確保に向けたPR活動に取り組んでまいりまして、団員確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、町内企業に勤められている方の出動要請等の体制ということですが、これにつきましては、現状現団員の183人の皆さんによる出動で特に大きな問題が発生しているという状況ではございませんので、特に消防出動の要請等を行う体制づくり、議論というものは行

っていないというのが正直なところです。

今後の消防団の状況を踏まえながら、商工会や各企業の皆様との話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、役場職員につきましては、若手の職員を中心に多くの職員が消防団の活動に加入、参加しております。また、消防団での任期を終えた一部の職員につきましても、引き続き本部員として活動していき、いざというときにはすぐに役場から出動できる体制となっております。

次に、機能別消防団員の制度を導入する考えはあるかというご質問ですが、まずは機能別消防団員につきましては、議員からもありましたとおり、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員で、例えばイベント等、出初式とか、そういったところのそういったものには参加をしないような形になりますが、こういう時間帯を限定した活動であったり、特定の災害種別にのみ活動する消防団の活動を補完する役割というものを期待する形で、導入をしているものになります。通常の消防団員との区別を図るために、通常の消防団員は基本団員、機能別消防団員は機能別団員というふうに呼ばれているのが一般的でございます。

この導入につきましては、小布施町では現状行っておりませんで、制度導入を既に行っている須坂市、高山村の状況をお聞きしますと、あくまでも定員割れが生じた場合というものを前提としているということで、定員割れが生じた部・分団につきましては、機能別消防団員がそこを補完するという考え方で導入を進めているというようなことで伺っております。

小布施町においては、現在定員割れはございませんが、先ほどもご説明したとおり、一部の地域では、後任者が見つからず今後の対策を検討すべき時期に来ているところもございません。

機能別消防団員は、負担軽減を図りながら非常時の体制を確保する上では有効であるというふうに考えていますが、一旦退団された団員がまた機能別消防団員で入団するというようなことになると、いつまでも消防組織からなかなか抜けられない状況が発生してしまうということの懸念もございます。こういった課題も踏まえながら、今のうちから機能別消防団員の在り方も含めて、今後の消防団体制の在り方についてどういう形があり得るのかという調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 小布施町の消防団、また消防の分団の方々には本当にご苦勞をいただ

いていて、町の職員の方々もいざというときに出動を控えていただいているということで本当にありがたいことだと思います。

先ほど答弁で、総務課長からの答弁でやはりOBの団員が引き続き入っているとなかなか抜けにくくなってしまうというようなことの懸念をおっしゃっておられましたが、それも確かにそうだなとは思いますが、女性団員もいらっしゃいますが、補完という意味で、例えば先ほどおっしゃった見回り等とか、そういうようなものについての特定というところで担う方々がいらっしゃると、基本の消防団の方たちの負担も多少減るというところもあると思うのですが、そちらについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ありがとうございます。

今ご質問いただいた部分に関しましては、確かに消防団の活動というのは非常に多岐にわたってございまして、特に昨今でいうと先ほど申し上げたとおり、災害時の出動も含めてかなりお願いをしている役割というのが以前よりもまた増えてきているという部分もございまして。

一方で、先ほど申し上げたとおり、消防分署ができたことによって、火災の際のそういった負担というのは、以前よりも大分軽減されてきているかなという状況もございまして。

今ご質問の仕事というものを切り出して、ほかの方にやっていただくようなやり方というものも当然あるというふうに思っておりますので、そのあたりも含めてどういう形が考えられるのかということをご検討させていただきたいというふうには思っております。

ただ、今現状としては、各分団からそういった1つ1つの業務というものをもう少し負担軽減で切り出せないかというようなことを、直接声が上がっているような状況ではないという部分もありまして、そのあたりはそこを変えていくとなると大きな変更点になりますので、全体への影響も踏まえながらしっかりと議論していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦 子 君

○議長（小林一広君） 続いて、8番、関 悦子議員。

〔8番 関 悦子君登壇〕

○8番（関 悦子君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして2問ご質問をさせていただきます。

まず最初に、子育て世代包括支援センターに関しましての質問をさせていただきます。

日本の人口は、1億2,800万人余をピークに減少を続けています。合計特殊出生率も6年連続の過去最少と更新し、これまた減少を続け、少子化はますます進んでいる状況であります。

また、このコロナ禍の中で、今後の人口問題はさらに厳しいものになるのではないかと考えられます。人口減少を救うのは次代を担う子供たちの存在であり、未来に誕生する子供を含めてまさに救世主であります。そのためには、安心して子供を産み育てられる社会の形成、これが何より不可欠であろうと思います。

しかし、近年の子育てを取り巻く環境、大変厳しいものがあります。親世代との同居は少なくなり、大変核家族化が進み、地域での互助・共助の力が大変弱体化してきています。また、様々な格差などが世代間連鎖につながり、大きなリスクにつながるという指摘がされています。

従来、市町村は、母子保健と子育て支援の両面から多様な支援の充実を努めてきていますが、個別利用者に寄り添い不安を払拭するような予防的支援は大変手薄であると言われ、また、支援側の連携が大変不十分なために、結果的には利用者からすれば支援に一貫性を欠いているという指摘もなされています。

そこで、国は妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に応じた支援やサービスの情報、助言が子育て家族に伝わり理解されるよう、現状の支援の在り方を利用者目線で再点検する必要があるということから、2017年度に母子保健法の改正により、2020年度末までに子育て世代包括支援センターを市町村に設置するということが努力義務と規定されました。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整えるために創設されたこのセンターでは、専門知識を生かしながら利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行うことが期待をされています。

これらの動きを受けまして、小布施町は2021年度に子育て世代包括支援センター、相談窓口を開設いたしました。センター開設のお知らせには、「妊娠中のこと、子どもの成長や発達のこと、子供との関わり方や遊び方など子育てに関する悩みを何でも相談してください。保健師、栄養士、臨床心理士が一人一人に合わせた支援と一緒に考えていきます」といった内容が掲載されていました。従来からの問題、課題を包括的に1か所で相談、支援ができる

体制が整ったことは、大変期待ができるものでございます。

そこで伺います。

最初に、近年の町の出生者数の推移、特にコロナ禍をはさんだ変化について伺います。

次、センターを設置した後の利用内容や利用状況にどのような変化があったのかを伺います。

次、センターの大きな目標である「包括的な支援体制の構築」のためには、言うまでもなく医療、保健、児童などの関係機関、関係団体との連携が必要です。具体的な体制の現状についてお聞かせください。

次に、子育て世代包括支援センター相談窓口のPRについて伺います。

このセンターの開設のお知らせ、昨年町報おぶせ4月号に掲載されましたが、記事は1ページの約8分の1の大きさ、こんな重要なお知らせにしては内容が少なく大変残念です。少なくとも二、三ページを割いて分かりやすく、全ての町民が理解できる内容でお知らせすることが必要であると思います。

また、単独の資料として転入者の皆さんにも配布できるような資料が必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

最後に、先月21日、政府は2024年度以降の設置を目指し、新たに全ての妊産婦と保護者を支援するこども支援センターを市町村に設置するという発表がありました。また、2023年4月にはこども家庭庁が創設され、子供と親に対する包括的な支援が今後ますます進展していくと思われまます。

当町の子育て世代包括支援センターの開設は少し遅れ気味でしたが、今後はますます様々な支援体制や支援内容などが変わっていくと思われまますので、それらの情報をいち早く把握しながら、素早く対応できる体制づくりや取組についてのお考えをお聞きいたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） おはようございます。

それでは、ただいまの関議員からの子育て世帯包括支援センターの利用等について、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず1点目の出生数の推移、特にコロナ禍をはさんでの変化ということでございます。

過去10年ほどの出生状況を確認しますと、最も出生数が多かったのは平成22年、85人でご

ございます。近年5年ほどに着目しますと、平成28年69人、平成29年65人、平成30年65人、平成31年、令和元年は69人、令和2年は78人となり、昨年、令和3年は60人となっております。

令和2年1月以降をコロナ禍としますと、令和2年、令和3年は78人、60人、前となる平成30年65人、令和元年69人でありまして、当町においてもコロナ禍が出生に影響を与えているのではないかと考えております。

ただし、議員ご指摘のとおり、過日、厚生労働省の資料発表されておりました、2021年、令和3年の人口動態統計概況によりますと、1年間の出生数は84万2,897人で、1899年、明治32年の統計開始以来過去最低、また、6年連続で過去最少の状況ということでありまして、ここら辺については何と言って解釈するべきか、難しいかなというふうに思っております。

2点目のセンター設置後の利用状況や利用内容にどのような変化があったかということでございます。

まず、今回開設しました子育て世代包括支援センターにつきましては、母子保健を中心としたところからしっかりと対応するためスタートさせていただいております、利用分としまして、妊娠期から子育て期にわたる母子保健及び育児に関する相談並びに支援、2点目としまして、妊産婦期の実情の把握、3点目としまして、妊産婦等への必要な情報提供及び支援プランの策定、4点目としまして、妊娠出産及び子育てに関する関係機関との連絡調整と位置づけられております。

3点目の妊産婦等への必要な情報提供と支援プランの策定を除きますと、センター設置にかかわらず、保健師が母子保健事業で行うべきことである妊娠期からの支援等でございます、設置前、設置後の利用状況に大きな変化はないかなというふうに考えております。

なお、3点目の支援プランの策定の関係ですが、これは保健師が妊産婦さんとアセスメントスコアシートというものをを用いまして、妊娠期からのリスクに着目し、その高い方に対して支援プランを作成していくものであります。令和3年度はリスク面で該当する方がなかったということで、プランの策定に進んだ方はおられなかったという状況でございます。

3点目のセンター目標の包括的な支援体制の構築のため、医療、保健、児童など関係機関、関係団体との連携が必要、その具体的な体制の現状ということでございます。

フル企画での子育て世代包括支援センターの設置を待たずとも、保健師を中心とした母子保健担当課で担えるセンター業務を進めていくことができます。まずは母子保健をスタートとしてセンターを置きまして、寄り添った支援・対応に努めてまいったところでございます。

これまでの関係機関と連携した包括的な支援から、実際にお困りになったご家庭に対して

手助けしていただける皆さん、これは個人やグループなど団体の皆さんでございますが、そういった方々と協力した重層的な、縦につながる子育て支援、町だけではなくというようなことをしっかりと子育て世代の支援・応援体制を構築するということが必要と考えています。

議員ご指摘のように、保健、医療、児童など福祉関係の機関、関係団体との連携を深めることと合わせまして、現場で支援・応援を担っていただく様々な皆さん、そういった方々のご協力が必要と考えておりまして、掘り起こしと言っては恐縮ですが、そういったことを町は必要不可欠なものとして認識しているというところでございます。

現在、町役場の中では企画担当、教育担当、それから保健医療、母子保健の担当、さらに児童福祉の担当と所管は細かく分かれておりまして、議員ご指摘の明確な子育て世代の包括支援センターという形には至っておりませんが、母子保健にとどまることなく、新年度予算では3世代住宅や市街化調整区域の子育て世代に関する住宅助成、また、民生・児童委員さんにもご協力いただき進める子育て応援、出産祝い金の支給事業、それから町報2月号でお知らせしているファミリーサポート事業などの充実など確実に推進してまいります。

今後、ファミリー・サポート事業の充実などにあっては、広く町民の皆さんとも協働して推進していくことが必要になってまいります。

4点目の昨年4月の子育て包括支援センターの開設のお知らせは、残念だったというご指摘でございます。

ご指摘のとおりでありまして、現在準備を進めさせていただいております。具体的には町、センターが取り組んでいる内容、今大変申し訳ありませんが母子保健のところが中心になりますけれども、子育てガイドブックとしてまとめをしております。教育委員会で発行しております保育園、幼稚園、認定こども園のご案内などと合わせまして、4月からまずは大変恐縮ではございますが、子育て世代の皆さんにしっかりとお届けしてまいりたいと考えているところでございます。

5点目の2024年度、こども支援センターというような市町村に置くということでございます。また、国では、2023年度には、こども家庭庁が創設されるということで今検討が進んでおります。今後様々な支援内容や体制の変化がある中、町として素早い対応をということでございます。町組織としてのセンターに機能を集約できるのか、町として1つのセンターに機能を集約できるのか、また、発揮できる機能が現状を基盤とした庁内連携の組織よりも有効なのか、ここはしっかりと検討をしていく必要があるというふうに考えています。

組織の構築を進めるに当たりましては、児童虐待を担う児童福祉担当の負担が現在非常に

大きくなっているところでございます。保健医療の関係、それと教育の関係、いずれとの関係を重視してそういった組織をつくり上げるのか、また、子供に関する業務だけ教育関係、福祉関係、母子保健から取り出しましてまとめることで、本当に効率的、効果的に行政全体の運営向上が図れるのか、しっかり検討していかなければいけないなというふうに考えております。

なお、厚生労働省から2月10日に、令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書なども出されておりました、そういった中で細かく国の考え方が発信されております。そういったことに留意をいたしまして、今後取組を進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（小林一広君） 関悦子議員。

○8番（関悦子君） ただいま答弁ありがとうございました。

私、この包括的な支援体制ができたということで、コロナ禍の中、何でも相談できる場所としてもっと多くの相談が寄せられたのではないかというふうに思うんですけども、コロナ禍の中で出産を控えた方たちが帰省出産ができない、そして身内のサポートも受けられないというような様々な問題というものはどのように対処したのか、あまり問題がなかったような答弁でしたけれども、そのような問題が起きなかったのか。

それから、私、役場に行きまして、どこにセンターの窓口があるのかなと思いましたが、このぐらいのボードに幾つか、2つが並んであるんですね。もっとやはりコンシェルジュ的な役割なんだろうというふうに思うんですね。何でも受け付け、そこで受け付けてもらって、そこからいろいろなところに相談の窓口を設けていくんだらうと思うんですけども、もっともっと気軽に住民の皆さんが利用できるような場所づくりというのが必要なんだろうなというふうに思います。

私、入って行って、あ、ここで、もちろんコロナ禍の中で人と人とを避けるためにガードがありますので、余計親近感のないような状況の中で相談するという状況の場所なのかなという非常に疑問を持ったんですね。やはりセンターの役割というのは違うんじゃないかと、ああいうような場所じゃないんじゃないかというふうに非常に思いまして、もっともっと皆さんが気軽に活用できるためのセンターづくりなんだというふうに思うんですけども、その点について伺います。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 再質問ありがとうございます。

最初に、何でも相談できる悩み事ということでいろいろな相談があったのではないかと、特に帰省しての出産というお話がございました。実際に帰省して出産できない、東京のほうから帰れるかというような相談は、正確な数はここでしっかり覚えてはおらないんですが、一、二件あったというふうに記憶してございます。

そういったところについては、保健師のほうで声を聞かせていただき、帰省されて出産された方もいらっしゃったというふうに思っていますし、その場合、今度逆にずっと帰れないというようなことで、遠くの市町村のほうから出産後の状況の確認、報告などを求められていた事例もありました。一定程度保健師がしっかりと母親の皆さん、お母さん方の悩み、相談に乗れているというふうに考えております。

さらに、窓口の案内、ちょっと小さいし、あの事務所の、通常の役場業務の事務所の入り口に看板が出ているということで相談しづらいんじゃないかということでございます。確かに気軽に相談できるという雰囲気からは遠いのかなと思いますが、お電話でも結構ですし、窓口でも言っていただければ、あの場所から別の場所に、相談室とか、保健センターの一室等に移動してお話を聞かせていただいておりますので、気軽にまずはお声がけをいただき、電話で結構ですからお声かけをいただき、こちらのほうで場所、しっかりと相談に乗れる場所を確保して皆さんのお話を聞かせていただき、対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

また、来年度4月以降の組織については、先日議決をいただきましたように変わってまいります。そういった中で、場所的な設備についても再度慎重に考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 関悦子議員。

○8番（関悦子君） それでは、2問目に移らせていただきます。

音楽堂のさらなる充実をお願いしまして、質問をさせていただきます。

音楽堂は、昭和初期に旧小布施小学校の音楽室として寄贈され、その後、昭和47年、校庭の公民館寄りに移転をされ、公民館活動の一環として音楽愛好家に開放され、活用されることになり、今までに多くの子供から高齢者の皆さんが音楽活動等に利用し続けてまいりました。

私ごとではありますけれども、私も四十数年毎週使わせていただき、大変響きのいい空間で、大変喜んで活動しております。

しかしながら、建築後90年余り経過していることから、利用の際に幾つかの不便や改修が必要なところが出てきております。

町は、音楽堂を歴史的建造物と位置づけています。建物の各所には、時代を感じさせる趣や様式美を見ることができる大変貴重な建物であると思っております。それゆえ、今後も継続的な補修、改善、手入れをしながら施設の充実を図り、より一層大切に愛され、活用される施設にしていかなければならないと思います。

そこで、伺います。

最初に、令和3年に改訂されました「小布施町公共施設個別施設計画」によりますと、音楽堂の劣化状況は全施設の中で最も劣化度が高くなっており、老朽化により改築の必要があるという区分になっています。今後の改築計画をどのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

次、施設・設備について伺います。

最初に、床は何度も修理、修繕を重ねてきたために継ぎはぎが多く、つまずきやすく不安を感じる状態です。子供や高齢者の方々の利用も大変多いので、安全な床に改修できないかを伺います。

次に、照明について伺います。

非常に天井が高いため施設全体の照明が薄暗く、夜間に利用する音楽愛好家も多く、楽譜などが大変見にくい状況です。もう少し明るい照明が必要かと思いますがお考えをお聞きします。

最後に、ピアノについて伺います。

ピアノは音楽堂には必要不可欠な最も重要な備品であると思っておりますが、音楽堂に設置されているピアノは大変古く、老朽化が目立つ状態で音楽活動に不都合が生じていますが、今後のメンテナンスや取扱いについてのお考えをお聞きいたします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） おはようございます。

それでは、関 悦子議員の2つ目のご質問であります音楽堂のさらなる充実をのご質問にご答弁をさせていただきます。

まず1点目の音楽堂の今後の改修計画についてとのご質問であります。ご質問の音楽堂は、昭和10年に小布施出身の篤志家の方の寄附により建築された当時の小布施尋常高等小学

校の特別教室の音楽室、当時は唱歌室ということで呼んでいたそうでございますけれども、その建物を昭和47年に現在地に移転したものであります。

その後、音楽活動をされる方を中心に長年親しまれ、愛用されている場所となっております。年間を通してはほぼ毎日利用されておりまして、定期的に使われている団体は5団体ほどございます。個人や家族でピアノを楽しむ方、仲間で練習をされる小グループ、また音楽以外の公民館の講座でも積極的に活用しております。

建築から86年が経過して劣化も進んでおり、必要な修繕を行いながら施設の維持管理を行っていますが、町公共施設個別施設計画では令和5年度に劣化調査をして、存続か取壊しを検討することとしております。昭和初期の学校を感じることでできる数少ない建造物でもあり、可能な限り維持保存をしたいと考えておりますが、耐震補強や改修が必要な場合に係る費用なども勘案しながら、今後の維持活用について検討を進めてまいります。

2つ目の安全な床に改修できないかのご質問でございます。

音楽堂は旧小布施小学校の校舎をそのまま利用しているため、床は基礎や下地が経年劣化により腐食損耗し、床面が沈んだりしており、その都度修繕を行っております。今のところ公民館の講座参加者や音楽堂利用者の方から、直接教育委員会のほうへ床面が危険で改修してほしいという声はいただいておりませんが、今後劣化の状況を見ながら床全面の改修も必要かどうか検討してまいります。

3点目のもう少し明るい照明にしてほしいとのご質問であります。

ご指摘のように、音楽堂の照明は大変高い天井に設置してあるため、やや暗く、また蛍光灯であるため交換も頻繁に行わなければいけないこともあり、この2月に全てLED照明に交換したところでございます。以前よりもかなり明るくなっておりますので、今後は利用者の方にも快適にお使いをいただけることと思っております。

4点目のピアノの今後のメンテナンスや取扱いについてのご質問であります。

現在、音楽堂には約70年前と60年前の2台のグランドピアノが設置してあり、うち1台は小布施中学校で使われていたピアノでございます。毎年調律を行っておりますが、弦も伸びてさびも見られます。古いピノのほうが音色がいいというご意見もありますが、調律もかなり難しくなっているのも事実でございます。一般的にピアノの寿命は50年から60年程度と言われておりますので、今後購入費用なども勘案しながら、よりよいタイミングでの入替えを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 関 悦子議員。

○8番（関 悦子君） それでは、再質問させていただきます。

1つに、照明については、LEDにさせていただいたということで、完了してからのコロナ禍の中で私たち練習が今中止されておりますので、その状況を見ていないので大変失礼をいたしました。これから練習開始しますけれども、大変楽しみに練習したいというふうに思います。

それから、この建物の歴史を見ましても、私たちのこの小布施町のまちづくりのまさしく景観に配慮したまちづくりの原点だなということで、私は本当に大切にこの建物は生かして行ってほしいなというふうに思います。いつの質問でしたでしょうか、あそこにトイレとそれから玄関が大変改修されましてきれいになりまして、大変使いよくなっておりまして、ありがとうございます。

そんな中で、何といっても私どものグループは非常に高齢化しておりまして、このピアノに関しましては、ピアノは40年、50年もつといますけれども、それは過ぎている。そしてなるべく早くに交換していただかないと、私どもも高齢化して立ってられるような状況じゃなくなる可能性もありますので、どうぞ準備するなら一日も早く準備していただいて、「芸術文化のまち おぶせ」にふさわしい町民でありたいというふうに思いますので、ぜひともその点を配慮しながらのチェンジということをお願いしたいなというふうに思います。

その点で、今日は強い大勢のバックの皆様が教育長にぜひお願いしたなくちゃいけないということで参っておりますので、そういうことも考慮していただきながらのご回答をお願いしたいと思います。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） ありがとうございます。

照明のほうは、私も音楽堂のほうへ行まして点灯させて確認いたしました。かなり明るくなっておりますので、これから快適にご使用いただけるのではないかと思います。

また、ご利用いただく中でお気づきの点がございましたら、教育委員会のほうへお声をかけていただければと思っております。

あとピアノにつきましても、毎年調律をしているわけでありましてけれども、調律をされている方も、もうそろそろ買い替えだろうなというお声もいただいております。そのようなこともありますので、できるだけ早く改修ができることを念頭に検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で関 悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（小林一広君） 続いて、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 通告に基づいて1点質問します。

入院や手術の医療費負担を和らげるために、高額療養費制度を受けやすくする施策について質問します。

病院に入院している人たちの一番の心配事は、退院時に病院窓口で支払わなければならない金額が幾らぐらいになるかということです。

国の制度として、病院などの窓口でひと月に支払った額がその人の上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度、いわゆる高額療養費制度があることは広く知られていますが、これだと病院の窓口で一旦は3割あるいは1割の本人負担分の全額を支払わなければなりません。その後、二、三か月ぐらいたってから、限度額を超えた金額が高額療養費として振り込まれて返ってくるわけです。

私の入院治療の経験では、病院の入院会計の担当の方から「高額療養費の限度額認定証を申請すれば、窓口で限度額での支払いで済みますよ」と小布施町のホームページをプリントして説明があり、町役場に申請の予約もしてくれました。他市町村では2週間ぐらいかかると聞きましたが、小布施町は即、限度額証明書を発行してくれました。私の場合は数十万円のところが、この限度額制度を利用して十数万円の支払いで済みました。どの病院もそうした申請の対応をしてくれるかは分かりませんが、町健康福祉課の対応はとても助かりました。

そこで、4点質問します。

まず、認定証の申請の実態についてですが、どの病院でも高額療養費の限度額認定証の申請を患者に代わってサポートしてくれていますか。

2番目として、認定証により窓口での支払いが限度額までとなった方と、そうでなく窓口で一旦本人負担額の全額を支払った方の割合を小布施町ではどうですか、答弁ください。

3番目として、限度額認定証の事前申請については、町のホームページに掲載されていま

すが、インターネットなどできない町民に対してほかにどのような周知の方策を講じていますか。

4番目として、町民の皆さんにこの制度がより理解されて、町民の医療費負担が軽減するように、今後一層限度額認定証の申請の制度利用を病院との関係も含めて広める施策を講じていただきたいと思います。どのように考えているか、答弁ください。

以上です。

○議長（小林一広君） 益満健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 益満崇博君登壇〕

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） それでは、小林議員の高額療養費制度を受けやすくする施策についてご答弁を申し上げます。

高額療養費制度は議員からご説明のございましたとおり、病院や薬局など保健医療機関窓口での医療費の支払いが高額になった場合、医療費の支払いが済んだ後に申請をいただくことにより、自己負担限度額を超えた額が払戻しになります。自己負担限度額は年齢や所得状況に応じて定められておりますが、医療機関窓口での支払いの負担軽減を図るため、この自己負担限度額を超えた分を現物給付化する仕組みとして、限度額適用認定証や住民税非課税世帯の方の限度額適用標準負担額減額認定証がございます。以前は入院した場合に限っておりましたが、平成24年4月からは外来診療分についても適用されることになりました。

この高額療養費の現物給付化の仕組みによりまして、医療機関窓口での支払いが軽減されるという被保険者にとってのメリットもございますが、医療機関におきましても、確実に医療保険者から医療費の徴収が見込めるため、医療費の未収金対策の観点からもメリットがあり、各医療機関でも特に入院時において限度額適用認定証のご案内がされていると考えております。

医療機関によっては、ホームページへの掲載や施設内でのポスター、チラシの掲示、入院案内のお知らせの配布などにより周知を図っており、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方で申請される方のほとんどは、病院からの案内があったからということでお問合せをいただいたり、健康福祉課窓口申請に来庁されております。

また、おひとり暮らしなどで入院された場合、ご親戚が遠いとか、そういったご事情で本人様が申請できないような場合については、病院から連絡をいただきまして、郵送で役場と病院とのやり取りで限度額適用認定証を交付させていただくというふうなこともございます。

続きまして、限度額適用認定証交付による医療費の支払いをされた方とそうでない方の割合についてのご質問でございますが、件数でお答えをさせていただきますと、国民健康保険の被保険者で限度額適用認定証によらず、本来の自己負担割合により医療費を支払った方の件数は、令和元年度では22件、令和2年度は16件、今年度につきましては、これまで10件となっております。現物給付を含めた令和2年度の高額療養費の件数が1,550件ほどでございましたので、件数とすれば大分少ないのではないかなというふうに考えてございます。

次に、町の周知方法についてのご質問でございますが、先ほど議員がおっしゃったとおり、町ホームページへの掲載のほか、保険証の更新時や国民健康保険加入手続の際にパンフレットを配布してお知らせをさせていただいております。

また、後期高齢者医療保険におきましても、同様に制度案内のパンフレットや限度額適用認定書のリーフレットをお送りするなどしてお知らせをさせていただいております。

しかしながら、パンフレットは制度全般にわたる内容で、また、用語も難しく、感じ十分ご理解いただくことは難しいのかなと考えておりますので、窓口におきましては、パンフレットをお渡しする際にまずはご相談いただくようにご案内をさせていただいております。

最後に、限度額適用認定証の一層の利用をいただくための施策に関するご質問でございますが、昨年10月から医療機関や薬局等の窓口でマイナンバーカードや保険証を利用し、オンラインで加入保険の資格確認ができるようになりました。このオンライン資格確認システムの導入に伴いまして、システムを導入した医療機関などではご本人が同意し、システムで負担区分の確認ができれば限度額適用認定証のページが不要となります。

今後、医療機関等でのシステムの導入やマイナンバーカードの保険証への利用登録が進めば、限度額適用認定証の交付申請の手続の必要もなく、医療機関でその方の自己負担限度額が幾らなのかを確認することができるようになります。

したがって、医療機関からの医療費の請求額も自己負担限度額分までとなりまして、医療費支払いの負担軽減だけでなく限度額適用認定証交付申請自体が不要となってまいります。

ただし、医療機関のシステム導入の進捗状況やマイナンバーカードの普及、カードへの保険証の事前登録方法の周知など多くの課題がございますが、まずは町報でお知らせするなど、高額療養費制度の周知と認定証の利用拡大を図りながら、課題への対応を検討してまいりたいと考えてございます。

なお、後期高齢者医療保険の限度額適用認定証は、毎年8月更新時に負担区分の変更のな

い方へは申請の手続をすることなく、新しい認定証を7月中にお送りさせていただいております。

また、町の国民健康保険の高額療養費の支給申請につきましては、来年度から手続の簡素化を図ってまいります。具体的には、現在、高額療養費の申請を対象となった月ごとに領収書を添えて申請をいただいておりますが、来年度からは1回申請を行っていただくだけで、それ以降の申請書の提出を不要としてまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、このような手続方法の見直しやシステム導入の促進、限度額適用認定書の利用を進め、手続や医療支払いにおける負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 昨年10月からオンライン資格確認システムの導入に伴い、この限度額適用認定証というのは必要なくなるというふうな答弁ですけれども、今年1月にやはりやったんですけれども、入院してこの限度額証明書をいただいたんですけれども、これは、ではどうして今年に入ってもそういうふうになったのかということと、それから一度、この申請書も一度申請すると後は申請する必要はないですよということなんですけれども、この期限というのがあるんですよ、6か月間の期限があって、6か月たったらこの証明書は使えないということだと思えますけれども、それはどのように、もう1回だけやれば後はやる必要がないですよというのは、この証明書も提出する必要がないということなのでしょうか。その辺のところをもう一度お願いいたします。

○議長（小林一広君） 益満健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） ただいまの再質問にお答え申し上げます。

まず、昨年10月から、議員からもございましたように、資格確認のオンラインシステムが稼働したということがございますが、先ほど答弁の中でも触れさせていただいたんですけれども、まだ医療機関全体でそのシステムの導入が進んでいるわけではございませんので、今後、国のほうでもそういったシステムの確認ができるように医療機関のほうに進めていただくことによって、いずれは先ほど申し上げたように、窓口でマイナンバーカード、あるいは保険証で提示することだけで、自己負担限度額幾らになるかということが分かるようになってまいりますので、ちょっと時間はかかるかなとは思いますが、まだ昨年10月からでございますので、今後は医療機関の導入状況によって進んでいくものというふうに考えてご

ざいます。

それとあと、限度額適用認定証の更新の際に不要だという話をさせていただいたんですけども、現在後期高齢者医療保険の加入者の方については、その限度額適用認定証をお持ちの方が、次の年も所得区分が変更にならない方については新しい限度額適用認定証を作成し、郵送をさせていただきますので、申請することはないんですけども、所得区分が変わったような方については、例えば1割負担だった方が3割負担に所得が上がって3割負担になったというようなときは、限度額適用認定証が7月末までの有効期限で切れますので、そういった方については自動的にお送りすることはなくなります。

それとあと国民健康保険につきましては、7月31日までの有効期限の中で8月以降も必要な方については申請をしていただいて、限度額適用認定証を交付させていただくんですが、高額療養費の支給申請については、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、1回の申請をしていただくだけで次回以降の高額療養費の支給については、申請をしなくても町のほうから指定いただいた口座のほうに毎月振り込んでいくというような形で簡素化を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ちょっとよく分からないんですけども、今年もらった限度額適用認定証は、今年もらって一応期限が7月31日になっているんですけども、これを1回もらったのであるので7月31日過ぎても使えるということなんですね。

○議長（小林一広君） 益満健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） 説明が足りず申し訳ございません。

保険証の有効期限も7月31日までとなっております、これは毎年その方の前年度の所得を基に1割負担が3割負担かということで、更新日が8月1日から翌年7月31日までというふうになっております、それに合わせて限度額適用認定証も有効期限が7月31日までとなっております。

8月からにつきましては、先ほど申し上げたように、所得区分が変更になる場合がございますので、その国民健康保険の方につきましては、自動更新ということではなくてこれまで同様申請をし直していただいて、新しい限度額、8月から翌年7月31日までの1年間分の限度額適用認定証のほうを交付させていただいていきますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君）　こういう大事なことを皆さんに本当に周知していただいて、なるべく医療費に、だんだん年取ってくると医療費もかかるようになってくるんですけれども、なるべくだったら少なくて済むように皆さんの生活を守っていただきたいというのが一番の大きなことなので、もうちょっと住民の皆さんに優しい言葉で分かりやすく周知をしていただくような方法を考えて頑張っていたきたいと思うんですけれども、その辺のところについてどのように考えていますか。

○議長（小林一広君）　益満健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（益満崇博君）　ありがとうございます。

毎年町報7月号で保険証の更新、あるいは福祉医療受給者証の更新ですとか、先ほどの限度額適用認定証の更新のお知らせを毎年7月号でさせていただいているんですけれども、もう少し、議員おっしゃったとおり、できるだけ分かりやすい形で広報に努めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（小林一広君）　以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（小林一広君）　続いて、5番、中村雅代議員。

〔5番 中村雅代君登壇〕

○5番（中村雅代君）　それでは、通告に従いまして2項目について質問いたします。

なお、新型コロナ感染対策のため、通告書の要旨及び趣旨説明の一部を割愛させていただく部分もございますので、よろしく願いいたします。

初めに、定年の段階的引き上げに向けて働きやすい条例改正、条例化のために職員団体との協議を十分についてお願いいたします。

政府は、2017年から公務員の定年延長について検討を進め、公務員の定年年齢を65歳まで段階的に引き上げる国公法等改正案、地公法改正案を国会に提出し、2021年度6月に成立しました。2023年度から2年ごとに段階的に65歳まで引き上げられ、2031年度には定年年齢が65歳となります。

地方公務員については、国家公務員の定年引上げに連動して、各自治体では条例・規則の改正を行う必要があります。2023年度からの実施を目指すとなると、職員への情報提供・意

思確認を2022年度中に行う必要があります。

総務省は、2022年3月議会、今回ですね、または6月議会で条例改正を上程することが望ましいとしています。60歳を超える高齢職員が持つ技術・知識・経験を活かし働き続けられる職場環境とするため、早急に制度設計を行い、職員組合との協議や職員への説明が必要になるものと考えます。

また、定年の引上げは、職員の新規採用や若年・中堅層の昇任などにも影響を与え、これによる職員の士気の低下を招き、かえって公務全体の能率に悪影響を与えるおそれも指摘されています。

そのような事態を起こさないため、役職定年制の導入についても法案に明記されていますが、組織の活力を維持していくための人事政策上の課題も様々あるようです。

そこで、何点かについて伺います。

1点目、条例改正に向けた制度の検討・構築について、5点について伺います。

初めに、国に遅れることなく制度が導入されるよう、今後のスケジュールを明らかにされたい。また、定年延長の意義についてはどうお考えでしょうか。

2点目、職員の意思確認など協議についての窓口はどうでしょうか。

3点目、役職定年の対象範囲と役職定年後の職務・配置はどうでしょうか。

4点目、60歳以降、定年前に退職した者の退職手当はどうでしょうか。

5点目、定年前再任用短時間勤務制度の制度化、また、高齢者部分休業制度の整備はどうお考えでしょうか。

2項目については、給与について3点伺います。

初めに、60歳を超える職員の給料は、60歳前の7割水準と考えられていますがどうでしょうか。

2点目、扶養手当、住居手当、寒冷地手当、通勤手当などは、60歳前と同じ水準とするのでしょうか。

3点目、定年前再任用短時間職員及び2031年度まで経過措置として残る暫定再任用職員の働き方や職務・級の格付けなどについてはどのようなお考えでしょうか。

3項目として、職場環境の整備について伺います。

初めに、加齢に伴う身体に応じた安全衛生上の配慮はどうでしょうか。

続いて、65歳定年退職者が生じる2032年度までの10年間の職員の人員構成についてのシミュレーションはどうお考えでしょうか。

3点目、係長・課長補佐クラスの職位が増えることが想定されますが、中堅層職員の昇格を確保するなど、ポストの確保や定数管理の弾力化など柔軟な対応を図られるお考えはどうでしょうか。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、中村雅代議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

一部質問の順番を少しお答えさせていただきやすいように組み替えておりますので、御了承ください。

最初に、議員からのご質問にもありましたとおり、現在60歳定年というふうになっております定年の年齢が、2023年度、令和5年度、来年度、再来年度から2年ごとに段階的に65歳まで引き上げられます。町でも、条例改正等による制度の整備に向けまして、本会議に上程しております令和4年度予算にも関連予算を盛り込んでいるところでございます。

現実的なスケジュールとしましては、令和4年度早々に制度の骨子を作成をしまして、6月から7月にかけて職員組合等との協議を行い、内容の精査や疑問点の解消というものを図っていく予定になります。その上で、令和4年9月会議のほうに条例案を上程するとともに、10月から12月にかけて関係する規則等の例規整備を行いまして、12月から1月にかけて実際に令和5年度に60歳に到達する方、職員への説明、意向確認を行うことを想定しております。

こういった停年延長の意義につきましては、人生100年時代というふうに今言われておりますけれども、こういった時代に60歳を超えても仕事を通じて活躍できる職員が増えていることというのは、社会全体にとって非常に望ましいことだろうと考えておりますし、町役場の組織としても、こういった停年延長というものが始まることによって、これまでの知識と経験が非常に豊富な職員というものが引き続き業務に取り組める環境が整備されることとなりますので、これは業務推進に大きな力になるというふうに考えております。

続きまして、職員の意思確認、協議等についての窓口、また、役職定年の範囲と定年後の職務配置等に関するご質問に関してなんですけれども、まず制度導入後の職員の意思確認などの協議については、総務課が窓口になる予定です。役職定年の範囲は、小布施町の場合管理職手当が支給されている課長補佐以上の職にある者が対象となります。職務配置については、基本的には係長職への配置となることを想定しております。ただし、状況によっては、管理職のまま課長や課長補佐の課全体のマネジメント職として、最長3年間までお勤めいた

だくことも可能とする予定です。

係長職とした場合には、中堅層職員のポストとのバランスも踏まえながら、職員の適正に応じて係全体をマネジメントする立場や専門職として、いわゆる町の重点施策に取り組んでいただくような、そういった立場として配置することなどを想定しております。

定年が延長されることによりまして、これまで以上に停年前の退職、要するに60歳から65歳の間の退職であったり、その期間の短時間勤務等の多様な働き方を希望する職員が増える可能性も、町としても想定しております。職員の皆さんの衛生管理上の必要性も踏まえまして、定年前に退職し、非常勤職員として短時間勤務する。こういったことを停年前再任用短時間勤務制度というふうにいいますが、こういったものであったり、一般職の職員のまま部分的に休業する。例えば1時間少し早く退庁するとか、そういった短時間勤務をするような高齢者部分休業制度ですね、そういったものの制度化についても検討してまいりたいというふうに考えております。

定年前の再任用短時間職員及び令和13年度までの経過措置として残っていく暫定再任用職員の働き方であったり、職務、級の格付けなどについては、前者、停年前再任用短時間職員のほうが短時間勤務の非常勤職員、言わば非常勤職員となります。また、暫定再任用職員は現行の再任用職員と同様で常勤職員というふうな位置づけになりますが、それぞれの職務や級についての詳細は、今後検討していくものというふうなことでご理解をいただけたらと思います。

続きまして、給与に関してというところの部分になりますが、給与につきましては、こちら民間企業との均衡を図るという目的で、こういった総務省からの様々な指針を踏まえまして、60歳到達の日から最初の4月1日に60歳時の給料月額の7割水準というふうにする予定になっております。手当等につきましては、現状は国からも具体的に示されていない状況でありまして、今後さらなる情報収集に努めてまいります。町としての制度の在り方をそういったものを踏まえて検討していく予定です。

また、60歳以降の定年前に退職した場合の退職手当については、60歳到達日に退職した場合よりも手当水準が低くならないように、長く働いていただいているのに低くなるというような状況を避けるために、こちらピーク時特例というものを行いまして、60歳時の一番ピークだった、給与月額がピークだったときの給与月額を用いて退職金額を算定するような仕組みにする予定です。

加齢に伴う体の状況に応じた安全衛生上の管理、そういった配慮としましては、先ほども

申し上げましたとおり、60歳以降の様々な働き方の選択肢を用意することで、職員の健康状態に合わせた働き方が可能となるよう、部分休業であるとか、そういったことも踏まえた配慮をしていきたいと考えております。

また、65歳停年退職者が生じる2032年度までの10年間の職員の人員構成のシミュレーション等についてはということのご質問、また、中堅層の職員のポスト確保等への配慮に関してにつきましては、まず令和4年度より10年間の職員の人員構成につきましては、総務課で順次職員の状況を踏まえてシミュレーションを行っております。シミュレーションでは段階的に引き上げられる停年の年齢まで職員が常勤職員として勤務するということを前提にしまして、世代別の人事分布などが可能な限り偏らないようにすることであったり、適正な職員数を確保することを目的として今後の採用見通しを立てるためのシミュレーションとして実施しております。

ここ数年職員体制の強化に向けて積極的に採用を行っておりまして、令和4年度当初で113人の常勤職員数となることを予定しておりますが、今後3年程度はさらなる体制強化に向けて退職者数を上回る採用を継続する予定です。条例定数としては118人となっておりますけれども、一定数を確保できた段階からは将来的な年平均の退職者数を踏まえまして、退職者数と同様の採用者数となるような形で、毎年一、二名の採用を継続していくことを想定しております。

中堅層職員の昇格を確保するなどのポストの確保につきましては、さきに述べましたとおり、役職定年後の職員の配置を専門職的な立場として配置する。そういったことなどにより、係全体のマネジメントを担う係長職のポストを確保していくなど、経験のある職員の専門性をうまく活用しながら、中堅職員の機会確保による組織の活力向上に配慮した弾力的な人事組織の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） ただいまは、私も国の指針などを読ませていただいたり、それに対して公務労協などの要望なども見させていただいた中で、本当に細かいところまで考えていただいていくということでちょっと安心したんですけれども、定年延長になる、そういう意義を踏まえてなんですけれども、ちょっと3点ほど再質問させていただきます。

定年延長ということでちょっと皆さんともお話をする中で、やはり水準としては給与が7割程度ということが、7割以上も考えていつていただきたいんですけれども、7割程度とい

うことでは、やはり課長補佐さんまで含めた管理職ということなのですが、そういう監督職員のまま働く場合もあるということだったんですけれども、そこら辺はちょっと同じ業務を続けていくということは、ちょっとモチベーションが下がってしまうのではないかと思います、その点いかがでしょうか。給与のことも含めて民間との今後均衡ではあるんですけれども、ちょっとその辺をお願いいたします。

それから、2点目としては、もう55歳を超えている職員の方、先ほどの関連でもあるんですけれども、昇給停止になっていますので、10年間昇給停止なんだということでは、そういう仕組みをちょっと再度自治体独自としてもよいという国の考えではありますので、その点検討の余地はあるでしょうか。

3点目としては、いろいろな方が同じ職場に、聞き慣れない停年前再任用短時間勤務とか、部分休業の方とか、いろいろ混在するわけなんですけれども、その辺のこれから係長職のポストを目指していく方と、停年して係長職相当になる方という、そういう何というのかな、自分自身で安心して働いていけるという、そういう職場環境、そういうものの醸成というか、そういうものはどうしていかれるか、お願いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 3点のご質問ありがとうございます。

まず1点目につきましては、ちょっと私が意味をしっかりと取れているかという確認もあるんですけれども、7割、いわゆる停年というか、60歳以降の役職定年後の給与水準が7割になることでモチベーションのほうはどうかというようなところにつきましては、こちらに関しては、職務によって例えば管理職のまま残るといような場合に関しては、管理職手当がついたりとか、単純に7割になるというような形ではないというふうに思っておりますので、そのあたりは役職によってということにはなるとは思うんですけれども、全体としてはやはりこれは国の大きな指針であるとか、制度の改正に伴うものということになりますので、一定程度の、7割水準にするというような制度は、これはもうやっていくしかないのかなというふうには思っております。

モチベーションの部分というところでは、そういった給与に見合ったような仕事であったり、ある程度マネジメントというプレッシャーから解放されるということに変なんです、また違う、もう少し目的意識の明確な専門職的な業務であったりプロジェクトというものを、しっかりと経験を生かしてできるような形でやれるように、仕事のやりがいというものもしっかりと感じていただけるような配置というものを考えていくことが重要かなと思っております。

ますので、そのあたりは今後しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

また、55歳からの昇給停止というようなところに関しましては、こちら町のほうでは実は55歳からの昇給停止ということはやっておりません。昇給に関しては、一般の職員とはまた全然違うんですけれども、何というんですかね、その部分というのは町独自の運営というか、ほかの市町村とまた違う運営というものも行ってきた経緯もございます。

ただ、このあたりは停年延長によってどのような形にしていくのかというのは、また国の動向も踏まえながらしっかりと検討していきたいというふうに思っておりますので、今現時点でここでどうこうというふうにちょっと回答ができない状況になっているということで、ご理解いただけたらと思います。

最後に、安心して働ける、いろいろな仕事、働き方が混在する中で安心して働けるというようなところになりますけれども、職場づくりということになります。これに関しては、例えば停年延長だけではなく、例えばお子さんがいる職員であるとか、いろいろな働き方というものができれば可能になる、そういったものが混在しても、職員同士でしっかりと役割分担ができるような、そういう職場づくりというのが非常に大事だというふうに考えております。

なかなか現実的なところとして難しい部分もあるとは思いますが、全体をマネジメントする職員とそういった専門職的な職員、また、いろいろな多様な職員が混在してもしっかりと働けるような状況になるためには、職員一人一人の意識醸成であるとか、それぞれの立場への配慮であるとかいろいろなことが必要になってくると思いますので、研修を通じて等であったり、そういったことで対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） それでは、2項目めに移らせていただきます。

子宮頸がんワクチン勧奨再開を受けて対応は。

子宮頸がん予防接種について伺います。

子宮頸がんは、子宮頸部にできるがんです。日本では年間約1万1,000人が発症し、約2,900人が死亡していると報告されています。患者数、死亡者数とも近年漸増傾向にあると言われております。子宮頸がんのほとんどはHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染が原因とされており、HPVワクチンについては、感染を防ぐことで子宮頸がんへの罹患を予防

することが期待されています。

全ての年代の女性がかかる可能性があり、近年では20歳から30歳代で増加傾向にあります。今までの経緯では、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛み等の副反応が報告されました。接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、今回、積極的勧奨の再開となりました。

当町でも宮頸がん予防ワクチンの接種者は、下記に書いてあるとおりです。接種の積極的勧奨が中止された平成25年度は追加接種で1人、平成26年度は延べ3人、平成27年度についてはゼロ人との報告があります。

さて、積極的通知を今後受け取った対象者や保護者が困惑することのないよう、HPVワクチンの接種については、検討・判断できる情報を分かりやすく伝えていただくことが求められています。

また、HPVワクチン接種の積極的勧奨を控えている背景には、これまで接種後の多様な副反応や健康被害があるとお聞きしています。実際、症状に苦しむ人の中には、副反応の症状や健康被害を理解してもらえないことに傷ついている方もいらっしゃいます。

健康被害の対応については、救済制度だけではなく、その方の苦痛に寄り添った丁寧な対応や診療が必要です。そして1次予防がそのような状況であることも踏まえ、2次予防としての子宮頸がん検診について、若年層からの定着化に努めていただくことを強く要望し、伺いたいと思います。

1点目、国から令和3年11月26日付で勧奨を再開する旨の通知が出されたと同っています。対象者への情報提供などに対する本町の対応について伺います。

2点目、令和4年度からの対象者数と勧奨中止のため未実施だった対象者で、希望した場合の接種見込み数はどうでしょうか。また、接種を希望される方が円滑に安心して接種できる体制の整備について、医師会の協力などどういったお考えでしょうか。

3点目、積極的勧奨中止の間におけるこれまでの本町の対応について伺いたいと思います。

4点目、定期接種の内容に加え、そのメリットやリスクなどを定期接種の対象時期を迎える前に、対象者やその保護者などへしっかりと情報提供するべきだと考えますが、町としてどのように取り組んでいけますか。

5点目、厚生労働省は今年1月27日、子宮頸がんを予防するワクチンを無料で接種できる機会を逃した女性への救済措置の詳細を、キャッチアップ接種ですが決めました。規定の回数を打ち終わる前に接種を中断していた場合でも、公費負担で残りの回数を接種することを

認めたようですが、本町はどうお考えでしょうか。

6点目、子宮頸がんを予防するために原因や正しい知識を身につけることや、ワクチン接種に加えて定期的な子宮頸がん検診を受けることが大切と考えますが、情報提供や検診の公費助成について伺います。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、私のほうから中村雅代議員の子宮頸がんワクチン勧奨再開を受けての対応についてご答弁申し上げさせていただきます。

まず1点目の対象者への情報提供に対する対応についてでございます。

議員おっしゃりますとおり、子宮頸がんワクチンは子宮頸がんを起こしやすいヒトパピローマウイルスの感染を防ぐことができ、子宮頸がんの発症を防ぐことができるとされることから、平成25年度から定期接種に追加されました。しかし、接種後に倦怠感や痛み、運動障害などの体の不調を訴える人が相次ぎ、厚生労働省は平成25年6月に積極的勧奨を差し控えることを決定いたしました。

その後、国内外の調査結果を基に審議が行われ、ワクチンの有効性や安全性を確認できるデータが報告されているとのことから、令和3年11月に接種勧奨を再開するということとしております。

国の決定を受けまして、町では令和4年度から対象となる方への情報提供と接種案内を行ってまいります。ワクチンの供給や接種体制の状況から、令和4年度から令和6年度にかけて、その年度に中学1年、高校1年となる女子及び保護者に宛てて個別に通知を郵送し、定期接種の対象となる期間等情報提供、接種案内を行う考えでございます。

こういったことについては、今後須高医師会、また須高地域で情報交換しながら、細部については詳しく決定していきたいと思っております。

早めに接種を検討していただけるよう、厚生労働省のリーフレットを活用しながら子宮頸がんワクチンについて知っていただき、接種を検討するためのワクチンの有効性、安全性に関する情報を提供してまいります。

子宮頸がんワクチンは一定期間を開けて3回接種する等のことございまして、3回の接種完了に6か月ほどかかるというふうに聞いております。そういったことから、接種を呼びかける年度の当初に個別に通知を送りまして案内をさせていただきたいと考えています。

2点目の令和4年度からの対象者、未実施だった方が実施した場合の接種見込みというこ

とでございます。また、安心して接種できる体制ということでございますが、令和4年度に接種対象となる中学1年から高校1年の女子は、約260名ということで捉えております。その年度に中学1年と高校1年に個別通知を行うと、年度ごとに約100人に通知することになります。

小布施町の子宮頸がんワクチン接種回数で申し上げますが、平成27年度から令和元年度までワクチン接種者数はゼロ人でした。ゼロ人、ゼロ回でございました。令和2年度は4回ですね、これは計算上3回1人と1回かなというふうに思いますが、接種がありました。令和3年度のこれまでの接種回数は17回ということで、3回の5人とあと残り2回ですから、前年度の1回と合わせてということ考えるのかというふうに思いますが、状況としてはそんな状況でございます。

令和4年度以降の接種希望者の見込みについて算出する明らかな根拠をちょっと持っておりませんので、個別通知をしっかりと行うことで接種希望者、接種回数は順次増えていくということで想定を立てております。

子宮頸がんワクチンの予防接種は、既に須高医師会の協力をいただいて医療機関において個別接種で実施しています。医師会、それから医療機関と連携し、対象となるお子さんと保護者の不安を解消し、安心して接種を受けられるよう、個別通知によりまして丁寧に情報提供を行っていきたいと考えております。

次に、積極的勧奨中止の間の対応についてでございます。

子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を行っていなかった期間についても、定期接種として公費での接種が可能となっております。リーフレットや接種案内を用意しまして、接種の相談があった場合はワクチンの効果と副反応について説明し、接種後に様々な症状が出現した事例があることをお伝えてしてまいりました。また、接種に当たっては、かかりつけ医の方とでも相談していただくようご案内をしてきたということでございます。

4点目、メリットとリスクなど接種時期を迎える前にしっかりと情報提供ということでございます。

国が接種を再開するとの方針決定から実際の接種勧奨まで6月ほどということでありまして、まだ接種を受ける際のメリットとリスクをきちんと理解いただけていないと思います。そういった理解していただくタイミングとしましては、接種を呼びかける年度当初に、その年度に接種の対象となる皆さんと保護者の方へワクチンの有効性・安全性を情報提供をしていくことが望ましいというふうに考えておりますので、年度ごとに情報提供、年度当初に行

わさせていただきたいと思います。

また、無料で接種できる機会を逃したり、規定の回数を接種していない方に対する対応、キャッチアップ接種というんですかね、というような関係でございます。

積極的な勧奨を差し控えている間に、定期接種の対象であった平成9年から平成17年度生まれの女子を対象に、令和4年4月から令和7年3月まで定期接種の対象年齢を超えて接種を行う方針が示されています。接種機会を逃した方が接種を希望される場合は、国の方針に準じまして接種できるよう医師会や医療機関の協力をいただき接種体制を整え、町報で呼びかけを行ってまいります。

6点目、予防の必要性に関する啓発や定期的な検診・受診が大切。情報提供と検診の公費助成についてでございます。

症状によって治療方法は異なりますが、妊娠したときに早産のリスクが高まったり、妊娠できなくなってしまうということもあるというふうに聞いております。子宮頸がんが苦しむことがないようにワクチンで感染を防ぐとともに、二十歳になったら定期的に検診を受けて前がん病変を早期に発見していただき、早期に治療していただくことが大切と考えております。

国の方針に基づき子宮頸がん検診を実施しております20歳以上の女性の皆さんを対象に、2年に1回、年度内に偶数歳になる方を対象に毎年検査を実施しております。検診は須高地域の婦人科と、それから北信総合病院で検診を受けることができるというふうにさせていただいております。須高地域の婦人科での検診については、5月から1月まで期間を設けておりまして、皆さんのご都合のよい時期に受けていただくことができるようにさせていただいております。お一人の検診費用は7,516円ほどで、うち6,016円は公費負担をさせていただき、自己負担は1,500円で検診費用の約2割というふうに考えております。

また、その年度中に20歳、30歳、40歳、50歳というような節目を迎える方につきましては、節目検診ということで無料で検診を受けることができるようにさせていただき、そういった機会を通じて検診を定期的に受けていただけるように図っておりますので、よろしくお願いいたします。

検診の申込みや検診時の指導の際など、定期的に検診を受ける重要性についてもお話をさせていただいております。子宮頸がん検診については、特に若い皆さんへの周知が大切と考えていますので、検診について広報をしております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 3点についてお願いいたします。

個別に通知を発送していただいで丁寧なご案内をということで少し安心したわけですが、例えば厚労省のリーフレットを使用していきたいということですが、もう4月が本当に目前なんですけれども、例えば概要版と、それにしても概要版と詳細版というのが2通りありまして、かなり内容もちよっと違ってきたりするんですが、例えば町医者とか、かかりつけ医とか、そういうものを載せるとか、相談はこちらへとかというような独自のリーフレットみたいに作成する時間が無理ですので、その点無理かなと思うんですけれども、おいおいとか、そういう予定は考えはないでしょうか。

2点目といたしましては、厚労省のそれまでの8年間の、何というんだ、副反応のことで安全だということをおっしゃっていますのでということでしたが、あまり副反応の検証というのははっきりされていないし、副反応の治療法もまだ確立していません。本当に因果関係がまだ分からない中、お母さん方からもちよっとと相談されたりすることもあるんですが、私にも分からないし、何と言ってもやっていいものやらという感じになっています。そこで積極的接種に踏み込むわけですから、その点をちよっとどんなふうにお考えなのか伺いたいと思います。

それで、全国では84のその後副反応出た時の治療とか相談とかあるようなんですが、この間、信毎にも載っていました。長野県では佐久総合病院と信大病院だけれども、専門的な医者はいないんだということで載っていました。例えばそういう場合、小布施町だったらこの辺だと究極の選択ですけれども、2病院のうちどちらのほうにという、そういう施設案内とかそういうもの、協力要請はどうなっているのでしょうか。

それから、3点目としては、本当に一番大事なのは検診を、受診を呼びかけることが予防につながると思うんですけれども、二十歳になっているお子さんというのは、お子さんと言っちゃいけないな、大人の方なので県外に出ていることが多いですね。そういう方への周知とかは一体どうやっていくのか、伺いたいと思いますのでお願いします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 大変難しい質問かなということで感じております。

まず、個別通知の中で厚労省の資料を用いてというふうにご検討をしております。踏み込んでいろいろな説明については、町単独では難しいと思っております。お医者さん、それから相談先などについて、その資料とは別に用意するというごことは考えていきたいと思っております。

それから、副反応、治療法、因果関係、その対応をどう考えるという部分については、申し訳ございません、まだそれに対してきちんとしたお答えできるような状況ではございませんが、町としてはですね。国・県の指針、それから通知等しっかり確認させていただきながら、佐久病院、信州大学病院、そういったところの状況、それから長野地域の医療関係の検討会もごございますので、そういったところでも動きなどきちんと把握をさせていただき、ご案内をさせていただきたいと思います。

それから、検診の呼びかけで県外に在住ということですが、町内に住所を置いていらっしゃるれば対応は可能と思いますが、二十歳を過ぎて県外にいらっしゃるって、ご住所も小布施町以外ということになると、町からの通知を申し上げるということはありませんので、申し訳ございませんがご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時 10 分の予定です。

休憩 午後 0 時 0 1 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

順次発言を許可します。

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（小林一広君） 続いて、1 番、寺島弘樹議員。

〔1 番 寺島弘樹君登壇〕

○1 番（寺島弘樹君） それでは、私、一般質問の前、冒頭に当たり、先ほどちょっと昼休みの時間を、昼を取りながら、ちょっと話題に出たんですが、長野県議会において集団感染と指摘をされる、そういった報道が地元の新聞にもございました。議会人の一人として、いま

だ収束されないこういったコロナ禍にあって、改めて身を律していきたいと考えております。

では、私のほうから、今回、新年度に向け、入札制度に係る実施方法の見直し及び地域貢献の視点からの新たな入札制度の追加実施をということで質問をさせていただきます。

入札制度については、小布施町財務規則等々で基づき実施をされております。競争性を担保する観点から、一般競争入札、指名競争入札等々の実施方法があることについては、皆さん方は重々ご承知かと思いますが、ここの小布施町、当町においては、指名競争入札、もしくは随意契約、そういった契約例がですね、非常に私に籍している限り、非常に多く散見されている、そんな認識を持っております。

入札制度については、皆さん、前にいる方は重々ご承知かと思うんですが、なかなか日頃、小布施町民の方は、こういったことを非常に聞き慣れないというか、不慣れな方もいらっしゃると思うんですが、改めてちょっと確認をしていきたいと思っております。

特に指名競争入札に付する際、小布施町の財務規則では、5名以上、入札に参加する者が5人以上指名しなければならないという規定の仕方をしております。では、当町では、それぞれ指名選定委員会、それに基づく指名選定調査ですかね。これ、多分マル秘といいますか、取扱い注意というような位置づけだということで、なかなか指名選定の業者の方がある案件ごとにそれをうかがい知ることについては非常に困難だということを承知しております。そういった事務に基づいて、何月何日にある会場で入札の実施というような形で行われていると承知しております。

これは、改めて、私の杞憂と申しますか、杞憂なんでしょうけれども、特にこういった指名競争入札に関わる実施方法、随意契約もそうかとは思いますが、これが、長年ずっとこれが継続されたという形でちょっと皆さん思い起こしていただければと思うんですが、いわゆる談合等の温床になる、そういった可能性も否定できないということはあるんだろうと思っております。小布施町での該当事例、これはもうないものと承知をしておりますけれども、まず、小布施町行政とすれば、こういった競争性、ないしはこういった透明性ですね、こういったものがいかに担保するか、この2要素が非常に大事なことかなと私は考えているところであります。

こういった現状から、今回この透明性、競争性、この2つの要素、これを一層向上化させていただくような観点から今回の質問をさせていただいているわけですが、指名競争入札から一般競争入札、こういったものの実施、取組ですね、これをぜひ進めていただきたいというようなことでお聞かせをいただきたいと思っております。

今回、通告の中では大きく3点について質問をさせていただいております。

まず最初ですけれども、ご案内のとおり令和元年7月に規則第20号で、小布施町の財務規則、これが全面改訂されたということがあります。財務規則の改正はいいんですが、現在まで契約方法について今申し上げたとおり、一般競争入札によることなくして、寄ればもう指名競争入札、もしくは随意契約。随意契約については、これも財務規則の中で、例えば皆さんご承知かと思いますが、工事または製造の請負、例えば130万円ですね。これは、随意契約については、基本的にはできる規定の中で額を定めている、そんな規定の仕方ですので、一般競争入札、これがまず第1位になろうということで、なぜそれを実施しないんですかということをごすよね。

町長以下、副町長も新たに迎えます、こういったこと取組について改めて見直しをしていただいて、この4月から、来月からですけれども、新年度早々こういった取組について、ぜひ取組をお願いをしたいということです。

それから、2番目ですけれども、これはちょっと相反するような質問の仕方かもしれませんが、一般競争入札にすると、やはり非常に事務が錯綜するとか、大変だというイメージをお持ちかと思えます。ただ、条件付の一般競争入札というようなことも可能かと思えますので、例えば県内に絞った、あるいは県内に本店、支店、営業所等を持つような中での一般競争入札の実施方法であったりとか、いろんな方法も取れるかと思えます。

やはり指名競争入札だと、これはもうちょっと繰り返しになりますが、長年ある箇所について工事をします、あるいは上物を建てます。下水とか、そういった事業者がいます。やはりそこの中では、ある程度業者が、やっぱり長年だに指名されている業者が、具体的に言うと、固まってしまうのかなというような、そういった危惧も持っているわけですね。ですから、やはり本来財務規則の中で規定している一般競争入札、これになぜ取組まないのかというのがちょっと質問であります。

2番目なんですが、地域に貢献している、こういった事業者の方が非常に小布施町でも多くいらっしゃいます。個々のそれぞれの家にどんな方が住んでいらっしゃるのか、ここにマンホールがあるのか、これはちょっと飛ぶ関連ですけれども、ここにマンホールがあるのでちょっとここは気をつけて除雪をしようとかいうような、そういった地元の業者が地元のことを非常に精通していると。そんな観点から、地域貢献型の入札制度、こういったものを実施要領の中で定めてあげたら、より小布施町とすれば、有効に地域貢献型の事業者に対して、育成であったり、そういう事業者のお願いをできるのかなというようなことで、2点目とし

て質問をさせていただいています。

それから、ちょっと事務の観点ですけれども、それぞれ職員の方が指名選定であれ、随意契約であれ、紙ベースでの郵送であったり、例えば通知をしますよね、何月何日にどここの会場にお越しくださいみたいな。そういった郵送、そういった手間暇というよりは、やはりこれは、これは将来的といいますか、ですけれども、電子入札、そういったような形の中でしていくと、非常にこれは事務の効率性にもつながると思いますし、一般の事業者の方への確実な伝え方にもなるのかなと思っております。

そんな観点から、細かく3点ほどについて質問させていただきます。よろしく願います。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

〔企画財政課長 畔上敏春君登壇〕

○企画財政課長（畔上敏春君） 私のほうより、寺島議員の入札制度についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在、町の建設工事等入札事務につきましては、長野県と同じ時期に小布施町建設工事等入札参加資格審査申請の受付をしまして、所定の資格を有しているか、税等の滞納がないかなどを審査し、資格等が適正と認められる事業者について、町の建設工事等入札参加資格者として登録をしております。工事に係る委託業務の発注に際しましては、副町長を委員長とする小布施町建設工事請負人設定委員会で登録された事業者よりに入札参加事業者を選定し、指名競争入札を中心に入札を実施しております。一般競争入札につきましては、特定建設工事共同企業体、いわゆるJVのみ導入をしております。

1点目の町財務規則では一般競争入札を原則としているので、令和4年度早々に一般競争入札を導入をとのご指摘です。

入札につきましては、大きく分けて、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3つになると思います。入札の基本は、誰もが同じ条件で入札に参加できる公平性、落札者を選ぶ際の透明性とより安く、よりよい契約ができることであり、このようなことから一般競争入札が原則となっています。

当町でも一般競争入札が入札の原則であることは承知をしているところではありますが、地元企業の受注機会の観点のほか、一般競争入札を導入した場合には、事務量の増加が見込まれること、開札まで相当の期間が必要なこと、適正な入札のため、専門的業務を行う部署が必要なこと、地元企業の受注が減少する可能性があることなど幾つかの課題があり、現在

は指名競争入札が主体となっております。なお、指名競争入札を行う際は、できるだけ多くの業者を選定し、競争性の確保に努めているところでございます。

このようなことから、当町では、本格的導入に向けた検討があまりされてきておりませんでした。なお、近隣の市では、全ての工事ではなく、一定規模以上の工事等について、条件付一般競争入札や事後審査型一般競争入札を実施しておりますが、契約課など専門の部署で事務が行われていると承知をしております。今後、これらの実施状況をお聞きする中で、現在実施しています特定建設工事共同企業体に加え、一般競争入札の導入も含めた入札制度について、組織体制や費用対効果などの観点から検討していきたいと思っております。

2点目の地元の事業者の受注機会の確保、地域貢献等を基本要件とする入札制度の導入についてです。

先ほど申し上げましたように、町では、指名競争入札を中心に行っており、業者選定につきましては、町内事業者を主体に選定をしております。地域貢献等を要件とする入札制度導入につきましては、当町では、平成18年度より、除雪にご協力をいただいている事業者を地域貢献枠として、町内事業者と同様に舗装工事を、平成23年度からは、土木工事についても優先的に選定をしており、地元企業の受注機会の確保に努めているところでございます。

今後、ほかの自治体の事例も参考にし、除雪以外の要件も取り入れられないか、研究をしてみたいと考えております。

3点目の入札の電子化、オンライン化の検討についてです。

電子入札につきましては、現在、県や県内7市で導入されておりますが、町村では導入されていないと承知しております。電子入札に際しては、設計書や設計図書を入札情報システムにアップするなど、事務的な作業の増や、現在は各担当部署で入札を行っていますが、入札を専門に行う部署も必要になるなどの課題があり、現段階では検討に至っていません。しかし、行政のオンライン化による業務の効率化、住民、事業所、事業者の皆様の利便性向上が求められている中で、他市町村の動向を踏まえ、今後、DXの推進と併せて検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） それじゃ、ちょっと再質問をさせていただきます。

今、ご回答いただきました中で、重々競争性であったり、透明性であったり、公平性であったりというようなことを今ご指摘をされておりましたが、そんな点については、改めて私

のほうから再度繰り返すものではありません。

その中で、ご回答いただいた中で、一般競争入札というのは、やっぱり事務量の増加というような、私もちょっと想定した答弁だったんですけども、これについては、やっぱり予算的なものであったり、マンパワー的なものもあったりというようなこともあろうかと思いますが、一時期長野県においても、例えば職員の旅費ですよね、旅費の審査というのは、一括旅費の審査係みたいなですね、そこにちょっと集中審査をさせるとかというような方法も取っている。あるいは、私は今回、ちょっと参考までにというか、ちょっとお話をさせていただければ、契約の課まではいかなくてもいいと思うんですが、契約係担当というんですかね、その方がある程度、もしそういうような事務分担の中で押さえていただけると、全庁的に、これは契約というのは、基本的には今ご回答いただいたように、一般、指名競争、それから随意契約と、大きくこの3つの契約方法があるわけですね。その中で、全庁的な、例えば集中購買もそうなんですけど、一括して、契約担当であれば、例えばボールペンから鉛筆から始まって、大規模な何とかも始まって、その中で何人いるかどうか分かりませんが、ある程度その集中担当の中でやると、非常に事務の効率化というものは図られるのかなと。

なおかつ、これは、実施するまではちょっとお金的なもの、予算的なものはかかるかと思いますが、電子入札にすると、非常にこれは、速度で言うと速いといたしますか、非常に効率化というのは図られます、当然間違いもないですよ。例えばA Iとまではいわないにしても、最低制限の、例えば入札価格設定するわけですが、それに対して、外れたものについては全部機械処理で外してくれるとか、そんなシステムなんか今ありますので、小布施町さんがこれから国のDX推進の中でどういった方向で行かれるのか、やはり取組は早いほうがよろしいのかなと思います。

そんなことを、改めてちょっと検討についての意志のご確認、もしいただければありがたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

〔副町長 新井隆司君登壇〕

○副町長（新井隆司君） 寺島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど企画財政課長のほうからもお答えしましたがけれども、やはり課題もありますし、ただ、メリットも確かにあるかと思えますけれども、例えば一括の部署とか、そんなような話もありましたけれども、現状職員数が非常に厳しい状況で、もう通常業務をこなすのにち

よっと手いっぱいというような状況もあります。今年度、来年度と新規の採用職員増やしまして、少しずつそういった状況も改善されていくと思いますので、そういった中でも、職員体制でそういうところが確保できれば、専門的にちょっと一括して行う部署というのも考えられるかもしれないんですけども、ちょっと現状ではなかなか厳しいというような状況でございます。

ただ、やはり町民から頂いている税金で事業を実施している以上、できるだけ安くやるとか、効率的にやるという観点は常に持ち続けていかなければならないと思いますので、入札制度の見直しというのは、ちょっとほかの自治体も制度を改革するには結構時間がかかったと思うんですけども、できるだけ、すぐにはちょっと難しいかもしれないんですけども、税金を有効に活用するという視点、また、業務を効率化する視点、そういうものも考えながら、ちょっとすぐには難しいんですけども、そういう観点も踏まえて取り組んでいきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（小林一広君） 続いて、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして、順次質問をさせていただきます。

第1問目、国語力あつての英語力の向上について。

小学校での外国語（英語）活動が必修化され、その目的は外国人とのスムーズなコミュニケーション能力の向上であるとされています。ここで問題なのは、コミュニケーションの中身です。日本人なら、伝えたい中身を日本語で考え、理論構成し、文章を組み立て、そして、それを英語に翻訳して相手に伝えます。これら全ての基礎は国語です。国語力をいかにして身につけるかは幼少からの絵本、児童書の読み聞かせが重要です。

例としまして、極端かもしれませんが、3男1女全員を東大理Ⅲ、医学部へ進学させた家庭の幼児教育は、3歳までに絵本を1万冊、1日15冊の読み聞かせを実践したとか。読解力は家庭の蔵書量に比例しているということですが、17年度、文科省の学習状況調査の結果、蔵書量の多い家庭の子供ほど学力が高いという、例えば、蔵書数がゼロから10冊の家

庭の子供よりも11から25冊の家庭の子供、また、それよりも、26冊から100冊の子供、101冊から200冊の子供、そして201冊から500冊の子供、がそれぞれ前者より後者の学力が高く、501冊以上の家庭の子供の学力が最も高いとか。東大生の親の6割以上が年収950万円以上と言われ、経済格差が学力格差を生む現状を打破し、貧困の連鎖を断ち切るには、本のある環境づくりがいかに大切であるかが示されています。

1点目、幼児や児童・生徒のいる家庭の蔵書数の実態調査は。また、一般家庭からの本の寄贈の実施はどうか。

2点目、文科省は、図書館整備に関して、2022年度から公立小・中・高校全てで図書館に新聞を複数置くようにするとか。町の小・中の状況と今後の予定は。また、NIE「教育に新聞を」の取組は。

3点目、小・中学校における読書量増加策、朝読書以外で、と国語力の強化策は。

4点目、国語教科書掲載の名作や名文の英訳を併用する考えは。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） それでは、ただいまの渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。

1点目、幼児や児童・生徒のいる家庭の蔵書数の実態調査は、一般家庭から本の寄贈ということですがけれども、小・中学校ともに家庭の蔵書数の実態調査は実施しておりません。また、家庭からの本の寄贈も今まではなかったと思います。保護者ではありませんけれども、地域の方から、寄附や寄贈による書籍の購入や受入れは一部行っております。

2番目、小布施の小・中学校図書館へ新聞設置の状況と今後の予定は、NIEの取組ということなんですけれども、小・中学校ともに児童・生徒が閲覧するための図書館での新聞の継続購入は今のところ行っておりません。小学校では、職員室にあります信濃毎日新聞からこども新聞を抜き取り、児童の閲覧用に配置しています。

また、NIE「教育に新聞を」については、改めて特別な取組を行っているわけではありませんけれども、小学校では、社会科や国語の時間で新聞記事を授業に活用しています。中学校においても、社会科で今学習している内容と現在の社会情勢を関連づけたり、国語や総合的な時間で新聞記事を題材にして、スピーチや討論を行ったりしています。また、新聞の体裁を参考にしながら、修学旅行など、各種行事の体験を記事にまとめるといった学習も行っています。

3番目、小・中学校における読書量増加策と国語力の強化策ということなんですけれども、

読書推進のため、小学校では、読書感想文の課題図書など、お薦め本を図書館に配置したり、主に朝の時間に読み聞かせボランティアの皆さんに入っていたり、夏休み中も図書館を開館したりするなど、工夫をしています。

中学校では、毎朝10分の朝読書を継続し、集中して本を読む時間を設けるとともに、学習指導要領に基づいて、情報や他者の意見等から自分の考えを組み立て、言語を通して適切に表現するという体験で理解力を高めるように努めています。

なお、今行っております授業によりまして、昨年の令和3年度全国学力調査の小布施中学3年生の国語の結果でありますけれども、1番で話すこと、聞くこと、2番、書くこと、3番、読むことのいずれの分野の正解率でも全国平均よりも10ポイント程度高く、抜きん出た成績と今のところはなっております。

4番目、国語教科書掲載の名作や名文の英訳を併用してはについてですが、小学校の英語は、聞く、話すという会話中心のため、名作や名文の英訳を使用することはしていません。けれども、英語の絵本の読み聞かせは行っています。3年生、4年生では、歌や振りなど、声や体を使ったゲーム感覚の体験授業を行っておりますので、英語が楽しいという児童が80%以上になっています。要するに、苦痛なく英語に入れるというのが導入時期であります。

中学校においても名作や名文の英訳までは学習内容としておりません。学習指導要領に沿って、身近な場面における出来事や体験したことなどについて、自分の考えや気持ちなどを書くなど、学習を行っております。

引き続き現在の取組を進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、幾つか再質問をします。

まず、1点目ですけれども、蔵書数の実態調査はしていないということですが、文科省の学習状況調査に合わせて、じゃ、調査しなかったということだったんですね。その辺確認します。

それから、家庭からの本の寄贈ということですね。これから前向きにそういうことを考えてもいいのではないかと思います。お考えをお聞かせください。

2点目、新聞に関してですけれども、各家庭の新聞購読の調査、多分していないと思うんですけれども、こういうのも試みて、できるだけ活字に触れる環境というんですかね、そういうものを考えていただければと思います。

それから、3番目においてですけれども、課題図書、小学校の場合ですね、課題図書で読書感想文ということを行っていますけれども、どのくらい年間本を読むのかという読書量の調査等もやっているのかどうか。読書の楽しみというんですかね、そういうものをどうやって指導されているのか。

それから、中学校の場合の朝読書、10分ありますけれども、形だけ10分間やったとしてもどれだけ効果があるかというのはなかなか難しいところで、効果の検証というんですか、毎日毎日同じ本をずっと、もしかして下手をすると、そんな極端かもしれませんが、1か月も2か月も同じ本を開いている生徒もいるかもしれませんしね、そういった効果の検証みたいなこともやっておられるのかどうかですね。

それから、最後の4番目のところですけれども、名作や名文の英訳ということですが、これを国語の日本語と英語、併用することによって、いわゆる補助教材によって、興味が湧いて、なおかつ記憶に残るといった効果が私はあると思うんですけれども、こういうのを考えてみてもいいと思うんです。これぞまさに小布施独特の小布施スタディーと呼んでもいいんじゃないですかね。

以上です。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） いっぱい再質問いただきまして、蔵書量の調査というのを各家庭にやれという通知があったことはちょっと承知はしていないんですけれども、1番のことですね。

それから、寄贈を考えてもいいというのは、これは、学校の図書館や町の図書館への寄贈ということなんでしょうか。この今の図書館で、町の図書館も小学校も中学校の図書館もそうなんですけれども、毎年一定量の本を購入しております。当然スペースに限りがあるので、新しい本を買ったとほぼ同じ量の本を廃棄しているわけでありまして。この寄贈というのは、町の図書館も学校の図書館もそうなんですけれども、特別、これは希少な資料だというふうに、ほかに売っていないような資料を寄贈されるというようなときはもちろんお受けはしているんですけれども、一般的に単なる本、雑誌というのは、基本的にはお受けしていないわけでありまして。

それから、2番目に新聞の購読の調査というのも、ご質問のとおりしてはおりません。一家に、例えば2紙を取っているのか1紙を取っているのか、この頃の若い方は新聞を取らずにスマホで読むというような時代もありますけれども、これも何紙、どこの新聞を取ってい

るかという調査は行っておりません。

みんな行っていなくて申し訳ないんですけども、3番目の読書量の調査というのは、これは、学校で何冊読んだのというような調査はしておりません。ただ、全国学力調査のときに、学力だけではなくて、学習状況調査というのをやっておりますので、例えばこれについては、朝何時に起きているの、何時間寝ているの、朝食を食べているのかというところに読書時間というのももちろんあるわけなので、それを抜き出してくると、今どういう状況になっているかということは分かると思います。

それから、4番目の朝読書の効果というんですけども、これは、10分間でかなりスピードよく読むということを心がけていますので、さっき申し上げましたけれども、国語力のいづれの分野、例えばさっき3つ申し上げた、書くこと、話すことというのはこれは1番目なんですけど、これは、どこの学校でも基本的にやっているんで平均点も高いんですね。全国の平均点も80点近いんですけども、小布施の中学だと、さらに8点ぐらい高く、90点近いとこういうことで、2番目の書くことというのは、だんだん低くなってきて、全国で言うと正解率は五十七、八%なんですけど、小布施の子供は70%というような正解率であります。最後の読むことって、これは一番低いんですけども、全国では48%の正解率しかないんですけど、小布施の中学3年生は62%の正解率だというんで、現状、続けています朝読書等、国語の授業等、これが結果としてはここに表れているのかなと思うので、私は今の授業方法を続けていってもいいのではないかという立場であります。

それから、最後に名文の英訳というんですけども、小学校の今の英語の、3年生、4年生は、英語の体験学習というんで、5年生や6年生は授業なんですけども、この体験学習から授業に入るときに、日本語を英語に訳するというのではなくて、私はとてもできませんけれども、即英語でお互いに意思表示をし合うというふうになら進んでいます。国語、日本語もこう言うんで、英語でこう言うんだというのではなくて、即興的に相手と話ができるって、こういうことですから、国語を一挙に英語に取り換えているわけではないんですね。先生が身振り手振りでこうって言ったときに、国語に置き換えて、それを英語化しているわけではなくて、即英語で答えるって、単語で答えるって、こういうことから入っているので、今の授業の方法が日本語を英語に英訳するというような形の授業は、小学校の段階では、今のところはあまりしておりませんというか、それから入るといことは今のところしていないわけでありませう。

以上です。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 本の寄贈に関してですが、図書館でなくて、児童・生徒に直接、学校で渡すような形も考えられると思いますが、いかがでしょうか。

本の寄贈ということですね。皆さんに持ってきていただいて、それで、好きな本を持っていただくと、児童・生徒にね、そういうことも考えられるということですが、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） 今、渡辺議員が言われたことは考えられると思います。あるお宅で子供が一定の量で、今もう使われない本を今の小さい子供に利用していただきたいという申出があって、それを学校で、今言われたような方法で家庭に持ち帰るということではできると思います。

それから、この間も、まだ載っていないかな、須坂新聞に多分載るとは思いますけれども、聞屋さんから本の寄贈を受けて、それを児童・生徒に、学校のほうで見て、この本は大丈夫だなという当然本なんですけれども、それを児童・生徒に寄贈するというようなことはやっております。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2問目に移ります。

小学校の教科担任制導入について。

2022年度から高学年に教科担任制が本格導入されるとか。その目的は、1、児童の学力向上、2、複数の教師が学級に関わることで多面的に児童を見ることができ、3、児童が中学校に進学した後の環境変化に戸惑う中1ギャップの克服、4、教師の働き方改革という4つの効果が期待されていて、学校現場から賛同を得ているようです。

教科担任制の導入には、実施に向けたタイムテーブルの策定、保護者や地域への説明、若手教員の育成など、課題は山積しているようです。背景には、外国語やプログラミング教育が必須化されるなど、小学校で教えるべき教科が細分化される中においても、担当教員による専門性の高い指導を行うとともに、複数教科を受け持つ教員の働き方改革、教科担任制が基本となっている中学校教育へと円滑に持続するといった狙いがあるようです。

質問ですが、1点目、栗ガ丘小学校の状況は。外国語、理科、算数、体育の教員定数は。

2点目、小布施中の中1ギャップの状況と対策は。

3点目、教師の働き方改革として、時間外勤務時間の実態とその対応策は。

以上、お願いします。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） それでは、渡辺議員の2つ目のご質問にお答えします。

まず、1点目の小学校の外国語、理科、算数、体育の教科定員はというところであります。

これは、科目ごとの定員というのは特にありません、これから答えますけれども、教員定数は、学級数と1学級の児童数によって決まっています。栗ヶ丘小学校では、各学年3学級、特別支援学級3学級、合計で21学級です。3学級ずつ6年で18、プラス特別支援が3学級なんですけれども、これは、県基準では、21学級なんですけど、国基準では20学級になっています。国は1学級が40人ということにしているんで、今の年度の3年生は78人しかいませんから、県の基準でいきますと3学級になっているんですけど、国基準では2学級分しか応えてくれないので、国基準では20学級ということになっています。

それで、20学級で2名専科教員が増員されてきています。それから、さらに少人数加配という加配がありまして、これは、3年生以上で1学級が30人以上の学年が何クラスあるかというんで追加になるんですけども、来年度、令和4年度は、4年生が二十何人ずつしかおりませんから、3と5と6の3学級が30人以上の学級だというんで、ここでまた1人加配があります。ですから、合計で、校長、教頭、担任のほかに3人追加してくると、こういうこととであります。

それで、来年度から県のほうで算数の専科をできるだけ行ってくれと、こういうふうになっているんですけども、そうはいつでも県教委ですぐに算数の専科教員を全ての学校に配置しているわけではありません。来年度の予定なんですけれども、長野県全体で算数の専科教員を19名、長野県内中に配置するというようになっていて、今のところ栗ヶ丘小学校には配置されてくるという予定はありません。

それで、限られた専科配当の中で可能なところに専科指導をするようにしています。科目別で言いますと、音楽は専科教員で授業をしております。それから、理科は4年生以上で専科教員で授業をしています。それから外国語は、町で雇っている英語教育指導員がメインで、そこに学級担任が加わって、2人で授業をしています。これもどっちかというとな専科化になっているかなと、こう思いますけれども、英語、そのほかに月に1回程度ですけども、ALTも加わります。それから、算数なんですけれども、算数は、4年生以上でクラスを2つに分けて、少人数の学級をしております。体育は、基本的には学級担任が行っておりますけれども、学級全体で合同授業を行うこともあります。これは専科ということではありません。

これが今の、令和3年度なんですけれども、令和4年度、この4月からは、そのほかに、5年生、6年生で、これちょっと複雑なんですけど、体育と社会と道徳と図工というのを組み合わせで専科教員に課すると。要するに、この3クラスあって、ある先生は社会が得意だって、ある先生は体育が得意だって、ある先生は、例えば道徳、図工が得意だって、こういううまく配置ができれば、ある先生は体育だけをやると、ある先生は社会だけをやると、ある先生は道徳と図工だけやっていくというふうな、得意な分野で科目を持つということ、全く専科ではありませんけれども、それも導入する予定になっております。

小学校は中学のような教科担当制ではありませんので、専門教科に偏りがあったり、授業時数が教科によって違ったりするため、教科担当制を行うにはかなり調整しないとできないということになっています。今実施している専科教員制を検証して、今後の在り方というのを判断していきたいと思っております。

それから、2番目の小布施中の中1ギャップという、状況と対策という件なんですけれども、中学1年になった時点で不登校傾向の生徒や教室以外の場所を居場所としている生徒は、大体5月の連休明けぐらいまでに3人から5人ぐらいまで、3人から5名ぐらい出てまいります。それぞれに様々な状況や事情があって、そうなっているんだと思っておりますけれども、中学校に配置しています3名の不登校支援員によって対応する。そのほかに、支援会議で保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの懇談を行いながら、改善に努めています。

また、小学校と中学校の連絡会において、配慮が必要な児童の行動や家庭環境について、小学校のほうから中学にこういう状況ですというようなことを詳しく情報の共有をしております。さらに小学6年生に向けて、中学1年生が、学校というのはこういうものだよというような紹介をしたり、質問を受け付けるというような機会を設けたりもしております。

また、小布施町の幼保小中一貫教育推進委員会では、中学校までの期間の子供たちの現状や課題について情報交換し、多様な児童・生徒を多面的に捉えられるように各学校・園で共有して、指導をしています。これが中1ギャップのところなんです。

最後に、教師の働き方改革として、時間外勤務時間の実態とその対応策はというところなんですけれども、直近の資料でいきまると、令和3年12月なんですけど、の休日勤務、それからおうちへの持ち帰り仕事、それから残業時間と、みんな合わせた、俗に言う残業時間なんですけれども、これは、小学校で、12月は平均で44時間でした。中学校は24.37時間でした。両方平均しますと34.61時間でした。県教委は、月40時間以内を目標してくれって、それを

下回るようにしてくれということになっているので、小・中学校の平均だと、それを下回っていると。小学校だけ捉えるとちょっと上回っていると、こんな感じなんですけれども、じゃ、それは12月で、4月から11月はどうなったのかというと、もちろん月ごとにばらつきはあります。4月は、新入生が来ますので大変多くなりますけれども、一番多い4月で平均が49.91時間です。それから4月から12月の平均では、小学校は49時間、中学校は29時間、平均で39時間、こういうことになっています。小学校でこの残業時間が多いというのは、この2年間特有の新型コロナウイルスの発生に伴ういろんな対策ですね、ここにかなり時間を取られておりますので、そのためもあるかなと、こういうふうに思っております。

それから、残業時間の削減に向けて何をしているのかということなんですけれども、2年、3年ほど前から、タイムレコーダーで学校においでするとき、帰るときをタイムレコーダーで管理をしております。以前は手書きでしたけれども、今タイムレコーダーで、そうすると、自分の客観的な学校にいる時間というのは出てきますので、それを基に、自分はちょっと、もうちょっと何とかしなきゃならないんだなというようなことを見てもらうという、タイムレコーダーで客観的に在校時間を把握する。それから、具体的には、定時退店日というのを設けています。今日は学校の提示退店日ですよという、4時何分に帰るということになっています。それから、学校閉庁日というのも設けています。学校閉庁ですから、これは休みのときしかできないんですが、夏休みや何かで1週間学校を閉じますとあって、教職員が出てこないというようなこともしております。それから、これも2年前からかな、学校に1台、専用の携帯電話を貸与して、これは主に教頭が持っているんですが、学校に夜電話がかからないように、どうしても必要なときにはその携帯にかけてくれと、こういうふうにしております。ですから、時間後はほとんど電話がかかってこない、こういう状況です。それから、中学校では、部活動で時間制限をしております。1日2時間、1週間4日間、土日はどちらか1日で、それが4時間以内だったかな、というふうな時間制限をしております。それから、部活は今まで先生が主にやっていたんですが、そこに部活動指導員というのを入れて、外部の方ですけれども、部活動指導員が部活を行うというようなことも行っております。

いろんなことを組み合わせて、教職員の働き方がさらに一層前に進むようにしたいと思います。

以上であります。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3点目に移ります。

ゼロカーボンへの対応はということで、県は、50年までに県内の二酸化炭素排出量を実質的になくすゼロカーボンの達成を目指すとしています。これは、県庁本館棟の省エネルギーです。

町のゼロカーボン対応を伺います。産業革命前からの気温上昇を1.5度に抑える目標の実現は絶望的だと言われています。各国の2030年時点目標が全て達成されても、21世紀末までの気温上昇は2.4度になるとか。その結果、海面上昇で沈む島国が出たり、山火事や巨大台風が発生などの自然災害、水不足、食糧危機、感染症のリスクが飛躍的に増大すると言われています。

質問1点目、既存建物の省エネルギー化の取組状況と今後の予定は。

2点目、町では、以前再生可能エネルギーに関して、小布施町脱炭素グランドデザイン策定業務に係るアンケート調査を実施されました。その集計結果と検証について伺います。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、渡辺建次議員からのご質問、ゼロカーボンへの対応ということで、2点の質問への答弁させていただきます。

まず、1点目、既存建物の省エネルギー化の取組状況と今後の予定はというところに関しませんが、まず、こういった公共施設を含む建物の省エネルギー化については、基本方針として、電力負荷の大きい機器を省エネ性能の高いものに取り換えていくという措置が有効であるというふうに考えております。

これまでの町の取組状況としましては、水銀灯の製造期限、これは、今後水銀灯が今のような形では製造されないというような形になっているんですが、こういったものが迫っている体育館を中心に優先度の高い施設からLED電球への交換、これを順次取り組んできたところですが、公共施設の省エネ性能向上に関する、いわゆる包括的な計画であるとか、実行計画のようなもの、方針は、現状ないというようなところになります。

国では省エネ性能の向上により、建物のエネルギー消費量をその標準的な消費量よりも50%以上削減する、そういった建物改修、これはZEB基準というような形に基準を定めていますけれども、こういったものに対して、優先的に各種補助金を出しているような状況です。

町でも、令和3年度、今年度に、環境省の補助事業を活用し、国際ホールを含む町役場庁舎の全体につきまして、LED化に加え、断熱材や断熱窓の導入、高効率冷暖房機器や給湯

器等の導入などを総合的な省エネ性能向上策の実現可能性に関する調査を行いました。建物改修の補助対象となる省エネ性能の達成には新築並みの莫大な改修費用が必要となるというような試算結果も出ておりました。費用対効果というものを慎重に判断する必要があるというふうに考えております。

調査結果を踏まえると、既存公共施設の省エネ性能向上については、現実的にはできるところからということで、LED化と高効率の冷暖房機器への入替え、エアコンとかそういったものですね、そういったものが主たる取組になると考えていますが、今後公共施設全体の省エネ性能向上に向けて、現実的な取組方針を令和4年度中に策定しまして、具体的な施策につなげていくことを想定しております。

また、2点目の、以前実施をした再生可能エネルギーに関するアンケート調査の集計結果と検証についてというところなのですが、議員からご質問あったとおり、今年度環境省の補助事業を活用しまして、町の脱炭素に向けた目標設定や具体施策の立案に向けて、まずは住民の皆さんの声を踏まえて取り組もうということでアンケート調査の業務を行っております。その一環として、住民の皆さん、事業者の皆さんの環境意識や環境に関わる取組への意向を調査するために、令和3年10月21日から11月4日までの期間で町内の19歳以上の町民1,000人の方と商工会加盟の291事業者を対象にアンケートの調査票を送付しまして、実施してきたところです。町民の皆さんの回答数は523件ということで、半数以上の方にご返送いただいているということと事業者の回答数も5割を上回る146件の方から回答をいただいております。

調査結果全体についてここで共有することは難しいんですけれども、内容の一部を抜粋しますと、例えば町内で再生可能エネルギーの普及を図る上で町に希望する取組について優先度で尋ねたところ、町民、また事業者ともに、5割以上の回答者が公共施設に積極的に導入してほしいと、そういった回答をしております。また、町民の47.2%、事業者の40.4%ということで、双方4割以上の方が災害時の非常用電源として積極的に導入してほしいということで、防災対策の面でこういった期待があるというふうな回答になっておりました。こういった結果を踏まえますと、多くの住民や事業者の皆さんが公共施設に停電時にも電源となり得る、また環境にも対応するような自家消費型の太陽光発電の導入というものを希望していると、そういったことが伺えると考えております。

再生可能エネルギーが町内で普及したときに懸念する問題点としては、町民の回答者の中では、万が一事故が起きたときの影響ということで、そういった事故への懸念というところ

があるというところが一番大きかった点でした。一方で、事業者のほうでは、景観が損なわれるというところが全体の中で一番大きな回答になっていまして、こういった町民と事業者で異なる傾向というのが見られたところも一つの発見だったかなと思っています。こういった事業者、町民、それぞれの異なる懸念を踏まえた取組というものをやっていくことが重要だというふうに感じております。

また、最後に、温暖化防止に取り組む上での問題についてということで、どういったことがあれば一步踏み出せるかというような質問に対しては、事業者からの回答で、ノウハウの不足であるとか、資金の不足、環境問題の現状や対策に関する情報の不足、どのように取り組めばいいか分からないということで、資金の不足以外の部分に関しては、上位を情報に関する問題というか課題が占めております。今後、温暖化対策に関する事業者向けの具体的な情報提供であったり、勉強会のようなものを積極的に行っていく必要があるというふうに考えております。

町では、こういった結果を踏まえまして、今後の脱炭素や環境施策に関わる具体的な事業、また施策案を現在検討しておりまして、令和4年5月末までに工程計画として策定することを目指しております。

以上です。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、最後の質問ですね、4点目ですけれども、国道403号歩道拡幅工事の進捗状況はということです。

国道403号の歩道拡幅工事が最近滞っているように見受けられます。コロナ禍で町を訪れる人が少なく、町の経済に悪影響を及ぼしているピンチの状況ですけれども、逆にこれをチャンスと捉え、交通量の少ない今、道路工事を進めるべきではないか。近い将来、必ずやコロナ禍以前の状態に戻ると思います。そのときに間に合うように、生まれ変わった小布施町で今まで以上の多くのお客さんをお迎えできるよう、工事を急ぐべきだと思いますけれども、国道403号の歩道拡幅工事の進捗状況、遅延している原因、いつ頃から工事が始まり、終了予定はいつになるのか伺います。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

〔建設水道課長 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長（林 信廣君） それでは、私から、渡辺議員ご質問の国道403号の歩道拡幅工事の進捗状況についてお答え申し上げます。

渡辺議員からご通告のありました質問につきまして、須坂建設事務所のほうへ問合せをさせていただきました、須坂建設事務所からは、現在、用地買収及び物件補償を進めておりますが、関係者との交渉を進める中で様々なご要望やご意見があり、合意に至っていない箇所がまだ多く残っている状況です。歩道の拡幅に合わせて電線類の地中化も計画しており、工事は一定の区間を同時期に行う必要があるため、現状の用地取得済み区間だけでは着工が困難です。一定区間の用地買収が完了し、工事に着手できるようになるまでには数年かかる見通しです。今後も地権者の理解を得ながら用地取得を推進し、早期着工に向け努力しますと回答がありました。

歩行者が安全で安心して歩ける快適な道空間、小布施町の新しい象徴となるように、人中心の道空間として、一日も早く整備されますように県・国へ働きかけてまいります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 用地買収とか物件補償で合意に至らないということですが、具体的に金額面ということでしょうか、その辺もしあれでしたらね。もしそれがうまくいかないとすれば、土地収用法とか、そういう強制的な方法も考えられるのかどうか。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） 須坂建設事務所からは、補償の金額、それから、交渉の時期をもう少し送らせてほしいという要望をいただいているという具体的な説明を受けております。最終的にその土地収用法等の手続はあろうかと思いますが、やはり住民の皆さんと対話をしながら県も進めていきたということですので、もう少し様子を見守っていきたいと思いますけれども、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（小林一広君） お諮りいたします。

会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は、午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。

書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（小林一広君） 本日はこれにて延会といたします。

延会 午後 2時17分

令和4年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第3号)

令和4年3月11日(金) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	3番	関良幸君
4番	竹内淳子君	5番	中村雅代君
6番	福島浩洋君	7番	小西和実君
8番	関悦子君	9番	大島孝司君
10番	小淵晃君	11番	関谷明生君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(1名)

2番 水野貴雄君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
総務課長補佐	荒井政人君	企画財政課長	畔上敏春君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長補佐	益満崇博君

産業振興課長	富岡 広記 君	建設水道課長	林 信廣 君
建設水道課長 補 佐	鈴木 利一 君	建設水道課長 補 佐	芋川 享正 君
教育次長	藤沢 憲一 君	監査委員	畔上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長	涌井 典男	書記	柘津 貴子
--------	-------	----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程の入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

2番、水野貴雄議員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 小 淵 晃 君

○議長（小林一広君） 最初に、10番、小渕 晃議員。

〔10番 小渕 晃君登壇〕

○10番（小渕 晃君） おはようございます。

通告に基づきまして質問をいたします。

昨年6月28日、千葉県八街市で小学生の下校の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷しました。その事故を受けて、国土交通省、文部科学省、警察庁は7月に全国の市町村に対し、危険箇所点検の要請をしてきました。

その一斉点検で判明した危険な通学路は、全国で7万2,000か所あり、うち長野県内には2,240か所あり、小布施町には12か所があると、11月19日の信濃毎日新聞で知りました。

ちなみに、須坂市は66か所、高山村は25か所がありました。

また、昨年12月に国土交通省は、2022年度予算案に通学路の整備費に特化した500億円を計上したとの報道にも接しました。

子供は国の宝です。その子供たちの未来を交通事故で奪うことは、断じてあってはなりません。私たち大人は子供の命を守る責任があります。町内の通学路の危険箇所の改善を早急に実施されることを希望いたします。

そこで、以下4点について伺いいたします。

第1点、昨年7月の一斉点検で判明した町の通学路の危険箇所と指摘された12か所はどこか、伺いいたします。

2点目、危険箇所と指摘された12か所のうち、改善された箇所は、場所はどこでしょうか、伺いいたします。

3点目といたしまして、まだ改善されていない危険箇所の当面の対応と今後の改善をどう進めていかれますか、伺いいたします。

4点目といたしましては、国土交通省の予算500億円からの補助金の交付の見込みはありますか、伺いいたします。

以上4点について伺いいたします。

○議長（小林一広君） 芋川建設水道課長補佐。

〔建設水道課長補佐 芋川享正君登壇〕

○建設水道課長補佐（芋川享正君） おはようございます。

小渕議員の通学路の危険箇所12か所の改善状況と今後の対応についてのご質問にお答え申し上げます。

議員ご質問にありましたように、子供たちを巻き込んだ交通事故が発生しています。最近では、昨年6月28日に千葉県八街市で、下校途中の小学校の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷する痛ましい事故が発生しております。

この事故を受け、国、文部科学省、国土交通省、警察庁では、全国1万9,000校余りの公立小学校の通学路を対象に点検を行うこととし、小布施町でも昨年8月30日に、学校関係者、交通安全協会、建設事務所、須坂警察署、町で小布施町通学路安全協議会を開催し、危険箇所の洗い出し、点検・対策を検討したところでございます。

ご質問1点目の町の通学路の危険箇所12か所につきましてですが、町対応分が8か所、県対応分が3か所、警察対応分が1か所、計12か所となっております。

町対応の8か所については、次のとおりです。

1か所目は、北岡にある横断歩道。道路の構造上、利用されていない。

2か所目は、丸林踏切から林の公会堂、小布施食品までの町道。道幅が狭く、抜け道になっていて危険である。

3か所目は、きりはら心齋館横にある認定外道路と町道の交差点。出口が見にくく危険である。

4か所目は、千両の団地内にある町道。道幅が広く、直線であるため、速度が上がりやすく危険である。

5か所目は、歴史民俗資料館南の町道。抜け道となっており、速度が上がりやすく危険である。

6か所目は、丸林踏切。車の交通量が多くて危険である。

7か所目は、横町から大島踏切、玄照寺までの町道。交通量が多くて危険である。

8か所目は、通学路に面した龍雲寺南の私有地にあるブロック塀。倒れそうで危険である。県対応の3か所ですが、1か所目は、県道中野小布施線中条地区。見通しが悪く危険である。

2か所目、国道403号の町中心部の歩道部分。歩道部分が狭くて危険である。

3か所目は、県道中野小布施線。雁田の信号から新生病院に向かう道路。交通量が多くて、歩道が狭くて危険である。

警察対応分の1か所については、上松川コミュニティセンター前の交差点。丁字路が見にくく、横断歩道がなく危険である。

以上の12か所を対策が必要な通学路として報告いたしました。

2点目の質問の既に改善された場所についてですが、町対応分では、令和3年度末で、8か所のうち5か所が対策完了の予定です。

対策内容ですが、1か所目は、北岡にある横断歩道では、構造上使用しづらいので、外側線を設置し、横断歩道への誘導を行います。また、PTAを通し、通学路として外側線側を通行できるよう指導します。

2か所目は、丸林踏切から林の公会堂、小布施食品までの区間、道幅が狭いので、通学路として安全に通行できるよう外側線を引きます。

3か所目は、きりはら心齋館横にある認定外道路からの出口なのですが、見にくい状態であり、交通事故も発生した現場でありますので、認定外道路から町道に出る手前にコーンを設置し、飛び出しできないような措置を行いました。

4か所目は、千両の団地内の道路幅が広く、直線であるため、速度が上がりやすく危険な町道については、外側線を引き、外側線内を通学路として明確にします。また、団地の出入口に、運転手に注意喚起を行うための通学路徐行の看板を設置いたします。

5か所目ですが、丸林踏切は車の交通量が多く、危険な踏切でありますので、路面表示を行い、歩行者の危険回避を行いました。また、横断歩道の手前にカラー舗装を行い、横断歩道の安全性を高めました。

警察対応の上松川コミュニティ前の丁字路が見にくく、歩道がなく危険な箇所につきましては、長野県警が横断歩道の設置を行いました。

なお、歩行者待機場所については町が設置しております。

以上、町対応分5か所、警察対応分1か所、計6か所が本年度中に対策済みの予定でございます。

3点目のご質問のまだ改善されていない危険箇所の当面の対策と今後の改善の計画ですが、町対応分については3か所あります。

1か所目は、横町から大島踏切、玄照寺までの町道ですが、現在、カラー舗装対策を3年前から実施しているところです。計画的にカラー舗装を実施していきます。

2か所目の歴史民俗資料館南側の町道についてですが、北側にカラー舗装は設置してありますが、南側についてもカラー舗装により歩車分離を図り、歩行者の安全性を確保する対策を来年度以降から順次実施していく計画であります。

3か所目の龍雲寺南のブロック塀ですが、所有者に確認したところ、事故によりぶつけられ、壊れたとのこと。近づくと危険であるため、カラーコーンを置いて近寄れないよう

になっております。早期の復旧を依頼しています。現場を確認したところ、工事に着手されておりましたので、近いうちに復旧が完了すると思われまます。

県対応の3か所については、次のとおりです。

1か所目は、県道中野小布施線中条地区で、見通しが悪く危険な場所については、町の通学路として指定した場所ではありませんが、見通しが悪い県道でありますので、令和4年度以降に路面標示等で、速度を出さない方策を考えていくとのことであります。

2か所目の国道403号の町中心部の歩道が狭く危険な場所については、現在、長野県で進めている国道403号道路改良工事に合わせ、順次整備していくとのことであります。

3か所目の県道中野小布施線、雁田の信号から新生病院へ向かう道路の交通量が多くて、歩道が狭くて危険な場所につきましては、現在も長野県で事業が進められており、こちらも順次整備していくとのことであります。

4点目の質問ですが、国道交通省予算の500億円からの補助金の見込みについての質問です。

国では、千葉県八街市における交通事故を受け実施した通学路合同点検の結果に基づき、危険箇所として取り上げられた箇所について、ソフト対策との強化を併せて実施する安全対策は、個別補助対象として令和4年度予算に500億円を計上しました。

この個別補助について、昨年12月、年末に発表され、個別補助についての要望確認がありました。事業は、外側線等の維持管理的な対策は対象になりませんが、カラー舗装等の新規対策は対象になるとのことであります。

当町につきましても、今回、危険箇所の点検の際、確認された通学路で、対策が済んでいないカラー舗装整備部分について、この個別補助金で令和4年度から実施していけるよう要望を行ったところでした。

また、丸林踏切については、路面標示、横断歩道の手前のカラー舗装の対策は終了しましたが、根本的な軌道敷内が狭い状況は改善されていませんので、長野電鉄とも協議し、軌道敷内の歩道拡幅をこの個別補助で要望したところでございます。長野県でも、国道403号道路改良工事に合わせ、この個別補助事業で実施するよう要望を行ったとのことです。

議員の質問の冒頭の言葉どおり、私たち大人は子供たちの命を守る責任があります。交通安全対策はとても大切な事業であり、特に子供たちの登下校時の安全を守る観点からも、通学路を中心に現地を確認する中、今後も対策をしてまいります。

交通事故ゼロの町を目指し、今後も関係機関の皆さんと連携・協力し、取り組んでまいり

ます。

以上です。

○議長（小林一広君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） 子供たちの通学途中の事故を防ごうという町のしっかりした考え方をいただき、安心をいたしました。まだ未解決のある町関係3、県関係の3か所につきましては、何事にも優先してぜひ対応していただく、そんな方向でご努力をいただきたいと思います。

それと、このことは、町の担当者の方々は当然ご承知の上のことでありましょうが、私は道路の上にハンプの設置を提案したいと思います。ハンプとは、ご承知のこととは思いますが、道路の一部を10センチの高さのもので2メートルのものを高くするという、そういう工法であります。その10センチ高く2メートルの上を通過した車は、その上下差の振動で、運転手は自然に減速したくなるというんですか、減速せざるを得ないということ。

今までのテストによりますと、30キロ制限の道でハンプの上を通過した、設置する前は32キロで平均通過したのを、ハンプが設置されたら25キロに落ちてきているというような、そんな結果も出ております。

そういう意味で、道路舗装や何かするとき、10センチ高く2メートルの幅というのは、そんなには高くはないと思うんで、ぜひその辺、道路の改修等のときに意識をして、横断歩道の前とか、あるいは、ちょっと危険箇所の前ではそういうものを設置して、運転者に意識を与える、そんな検討もしていただければと思って提案をいたしますがいかがか、ご回答をお願いします。

○議長（小林一広君） 芋川建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（芋川享正君） 1点目のまだ改善されていない部分の対策ですが、国の個別補助を対応しながら、優先的に今後もやっていきたいと思っております。

また、2番目の議員提案のハンプの設置につきましてですが、有効的な交通安全対策だと思われま。ただ、道路管理者等の関係もありますので、関係機関と協議しながら検討していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（小林一広君） 以上で、小渕 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 関 良 幸 君

○議長（小林一広君） 続いて、関 良幸議員。

〔3番 関 良幸君登壇〕

○3番（関 良幸君） それでは、千曲川堤防のかさ上げ工事の進捗状況などについて伺います。

令和元年10月に発生した台風19号は、千曲川流域に甚大な被害をもたらし、小布施町においても過去にない被害が発生し、忘れることができない大きな災害となってしまいました。

国では、千曲川上流から信濃川中流地域の広域にわたって甚大な被害が発生したことから、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトを策定し、国・県・市町村が連携して河川整備によるハード対策と流域における対策や地域連携によるソフト対策を一体的かつ緊急的に推進するとし、被害の軽減に向けた治水対策の推進として河川における対策を、地域が連携した浸水被害軽減対策の推進として地域における対策を、減災に向けたさらなる取組の推進としてまちづくりソフト対策を掲げました。このうち、ハード事業の河川における対策については、堤防整備・強化、河道掘削、遊水地を挙げています。

小布施町においては、堤防整備強化としてかさ上げ強化が、立ヶ花狭窄部においては、川上の濁流をためてしまうことを避けるため、河道掘削が進められているところです。

そこで、このハード事業の進捗状況などについて幾つか伺います。

まず1点目ですが、堤防のかさ上げ強化については、河川敷の土地の買収・借地が必要なことから、昨年7月の住民説明会、地権者説明会を経て、その後、用地測量、用地調査、さらには土地・立木の補償協議、借地手続と続き、令和5年出水期までの工事完了を目指し、一部工事が進んでいるところです。

しかし、令和5年出水期といいますと、あと1年余りしかなく、複数の施工業者が工事を行っているとはいえ、果たして間に合うのかどうか心配されるところです。特に、のり面へのコンクリートブロック工事が進む左岸堤防と比べると、素人考えで甚だ恐縮ですが、右岸堤防工事が遅れているのではないかと思います。

そこで、工事は予定どおり進捗しているのかどうか伺います。

また、篠井川寄りの北部については、いまだ立木の伐採もされておらず、未着工ですが、これはいかなる理由によるものなのか。今後、工事が進むほかの場所に追いつき、他の場所と同じ同時期に工事完了となるのかどうか伺います。

2点目として、濁流が滞留し、堤防決壊や越水の要因となったとされる立ヶ花狭窄部は、

令和9年度末の完成を目指し、現在、掘削工事が行われているところです。

しかし、報道によりますと、立ヶ花より下流に造られる予定の遊水地の工事の進捗状況が思わしくなく、この遊水地の工事の遅れが狭窄部の掘削に影響する可能性が指摘されています。

遊水地が予定される中野市上今井の面積は、現時点で約70ヘクタール、飯山市蓮では約50ヘクタールに及ぶとのこと、優良農地であり、また地権者が多いことから、利害関係の調整が難航しているとのこと。

国では、上今井は令和4年度着工、令和9年度完了予定に変更なし、蓮については、着工予定が令和4年度から令和5年度に、完了予定も令和6年度から令和7年度に遅れる見通しとのこと。

河道掘削だけが先行すれば、下流の水量が増し、安全確保が困難になることから、流域全体のバランスを考えて進めるとしてはいますが、立ヶ花狭窄部の掘削については、台風19号以前からも指摘されていたことで、地域住民にとっては長年の悲願とも言えるものです。

これら進捗状況などについて、町ではどのように把握しているか伺います。

3点目として、住民説明会では、工事完了後の堤防上の道路については、通行できる車両をどのようにするのか、今後の検討課題とのことでした。散歩やジョギングや桜の花見を楽しむ人も多いため、河川敷で農作業をする場合の車両に限定するべきと考えますが、見解を伺います。

4点目、工事の進捗状況については、町民の皆さんに広報することが必要だと考えます。説明会に出席した方は、ある程度のことはご存じかもしれませんが、多くの人は知るすべがありません。

進捗状況については、町報または隣組での回覧板などで速やかに広報すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

〔建設水道課長 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長（林 信廣君） おはようございます。

それでは、関係員ご質問の千曲川堤防のかさ上げ工事の進捗状況などについてお答えをさせていただきます。

通告のありました質問につきまして、千曲川河川事務所へ問合せをさせていただきました。河川事務所では、河川の水位を下げる対策である河道掘削、遊水地整備と併せて、洪水時に

立ヶ花狭窄部による堰上げ影響区間となる立ヶ花村山橋の区間においては、粘り強い河川堤防を令和5年出水期までの工事完了を目指し、現在整備を進めているところと伺っております。延長の長い区間であることから、複数の工事を段階的に発注し、鋭意施工中です。篠井川付近も今後施工されると聞いております。

今後とも、国と状況を確認しながら、工事の進捗につきましても、町として協力し、進めたいと考えているところでございます。

2点目の質問でございます遊水地整備についてお答えをさせていただきます。

遊水地整備については、現在、各遊水地で地元説明会等を開催し、アンケートによる意向確認を実施しながら、地域の皆様の声をお聞きし、事業を進めていると伺っております。また、現地調査や用地調査、施設設計も並行して実施しており、上下流のバランスを取りながら、計画に沿って事業進捗を図っているところとお聞きしております。

3点目の工事完了後の堤防上の道路の通行できる車両をどのようにするかについてお答えをさせていただきます。

現在、千曲川右岸の堤防上の道路は、国土交通省北陸地方整備局から河川の占用許可をいただき、町が道路の管理を行っています。議員ご指摘のとおり、散歩やジョギングや桜の花見を楽しむ人が多く、河川敷で農作業する場合の車両に限定し、一般車両の通行をご遠慮いただいております。

工事完成後も引き続き、国土交通省北陸地方整備局から河川の占用許可をいただき、町で道路管理を行ってまいります。通行できる車両につきましても、現行どおり河川敷で農作業する場合の車両に限定し、一般車両の通行をご遠慮いただく予定であります。

4点目の工事進捗状況について、町報または隣組での回覧板などで速やかに広報すべきとのご質問でございますが、現在、千曲川堤防強化工事は、右岸側で7校区工事が行われております。工事の進捗状況や工事に伴う交通規制等につきましては、随時、施工会社の方から関係する自治会に回覧でお知らせしているとお聞きしておるところでございます。

また、信濃川水系緊急治水対策事業につきましては、千曲川河川事務所のホームページに掲載されております。堤防強化工事に関するお知らせは、住民の皆様へ速やかに情報が伝わるように千曲川河川事務所へお願いしてまいります。

もうすぐ桜堤の花見の季節を迎えます。今年は堤防強化工事が行われているため、桜が鑑賞できる場所が限定されますが、千曲川河川事務所と桜を鑑賞できる場所の協議を行っております。鑑賞できる場所が決まりましたら、ホームページ等でお知らせしてまいります。

ございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） 篠井川付近の北部の工事の未着工については、何か理由があつて遅れているということではなくて、今の答弁によりますと、当初の予定どおりというふうに考えてよろしいでしょうか。

2点目、工事の進捗状況の広報については、施工会社のほうから関係する自治会に回覧でお知らせしているとお聞きしています。それから、緊急治水対策事業については、速やかに情報が伝わるよう、河川事務所をお願いするとの答弁でしたが、言葉尻を捉えて揚げ足を取るつもりはありませんが、これだけ大きな工事ですし、特に台風19号、直接被害に遭われた皆様にとっては、非常に大きな関心事であると思います。せめて町報で半年に1回程度、町からお知らせすることが必要なのではないかと私は思います。

また、私が知る限りでは、回覧板で広報されたものは、千曲川左岸工事連絡会が発行したものである飯田・吉島地区工事日より、これコピーがあるんですが、これは月に一遍、回覧板で回覧されていると思うんですが、これしか見たことはありません。特に右岸工事に関するものは見たことがありません。このほかにあるのでしょうか。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） 関議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、北部のところでございますけれども、現時点で、予定どおりに進捗しているという説明を受けているところでございます。

それから、2点目の広報でございますが、申し訳ございません、回覧につきましては、広報しているという説明を受けておまして、具体的にどういったものが皆さんにお配りされているかというところまでは確認が取れておりませんでしたので、再度、河川事務所のほうに確認をしてみたいと思います。

それから、半年に一度ぐらいということですが、こちらにつきましても、河川事務所等とも相談しながら検討していければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林一広君） 関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） いずれにしましても、この工事については、国の事業とはいえ、非常に住民の皆さんにとっては一大事ということでありますので、町としてどうするかということ、町の住民の皆さんの要望だとか意見も河川事務所のほうにも速やかに伝えていただい

て、国の説明を聞くだけではなく、町としてどうしたいのかという姿勢が私は大切なんじゃないかというふうに思います。そして、その結果を町民の皆さんにお知らせするということが必要なんだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） ご指摘のとおりでございますけれども、言い訳ではございませんけれども、今月も早々に、町長筆頭に河川事務所のほうに面談を申入れして、役場からの要求ということで、住民の皆さんの声をお聞きしながら、定期的にといいますか、その都度その都度、機会を見つけて要望してまいっております。

今後も引き続き、国のほうへ要望してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、関 良幸議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（小林一広君） 続いて、6番、福島浩洋議員。

[6番 福島浩洋廣君登壇]

○6番（福島浩洋君） ご苦労さまです。

通告に従いまして、1件7項目の質問をいたします。

小布施町の脱炭素CO₂ゼロの指針について。

CO₂削減について、以前の質問での答弁で、我が小布施町も今年度中に脱炭素対策のための指針を作成し、町民の皆さんへ周知するとのことでしたが、環境省も新年度から5か年計画で、環境に配慮した行動による個人の温室効果ガスの削減量が見える化する実証事業を始めると発表、環境省の見える化については、AIを使って個人のCO₂排出量や削減量のデータを提供してもらい、個人へ具体的な節電方法の提案（エアコンの設定温度変更や移動を公共交通機関に変更、再生エネルギー発電に変更や電気自動車への切替えほか）、これにより金銭的なポイントを還元するなど、国民に脱炭素ライフスタイルへの転換を促すとしていきます。

そこで、我が町が進めている考えを具体的にお伺いします。

(1) 県も8年後の2030年（令和12年）に削減目標を60%は必須としているが、町の削減

計画の内容については。

(2) 町は、観光客の車の排気削減についての方策はどのように。

(3) 農業用の各種車両におけるCO₂排出量削減対策についての考えは。

(4) 各家庭の各種車両におけるCO₂排出量削減対策についての考えは。

(5) 町役場、幼・保・小・中学校や公共施設、美術館等における排出削減対策についての考えは。

(6) 雁田山や鎮守の森、また、各種の果樹園を含めたカーボンニュートラルに向けての方策はどのように考えておられるか。

(7) カーボンニュートラルの実行として、再生エネルギー発電のうち水力・風力発電、また、小布施町では太陽光発電は必須と思われるが、現在の町施設屋根貸しは取りやめとし、自前の発電設備や蓄電設備で少しでも町の支出を削減するための方策はいかがでしょうか。

以上7項目、答弁をお聞きします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） それでは、福島浩洋議員のご質問につきましてお答えを申し上げます。

まず、一番最初の県の2030年の削減目標60%、こちらに対して、小布施町はどうかというご質問でございますけれども、長野県では今年度中に策定されました長野県ゼロカーボン戦略におきまして、2050年ゼロカーボンに向け、2030年段階で2013年と比べまして60%の温室効果ガスの排出削減を行うという意欲的な目標を上げました。これは、国が定める削減目標であります46%を大きく上回る目標値となっております。本当に高い数値でございます。

これに対しまして、町では昨年度より、町の温室効果ガス排出量の現況調査や各種施策による達成可能性を検討してまいりましたけれども、県の削減目標を達成することは、小規模自治体としての町の現状を踏まえると、現実的には非常に難しいと考えております。現段階では、2030年に50%以上の削減を目標とすることを検討しております。

2番目、それから3番目、4番目、車両につきましてです。観光用、それから農業用、各家庭の車両におけるCO₂排出削減でございますが、推計では、自動車から排出される温室効果ガスは全体の排出量の約36%に上っており、車両からの排出削減対策は喫緊の課題であります。

国や県では、車両のEV化に向けて各種補助事業に取り組んでおり、ガソリン車からEV車への転換を進めております。町でも、同様の方向で施策を推進していく必要があると考え

ております。

観光では、小布施町を訪れる方に対しては公共交通機関の利用を促す施策、これが多分第一ですが、EV充電器の整備、EV車で来町しやすいインフラの整備を進める、また、低炭素車で来訪する観光客へのインセンティブを高める施策を検討してまいります。

各家庭における排出削減策として、既存の補助事業の広報を積極的に行うとともに、EV充電設備等も含めた町独自の補助制度についても検討してまいります。

農業用の車両につきましては、排出量全体に占める割合が現状では低い、実際2%程度ということ、また、農業用車両の電動化・効率化に向けては、農業用車両メーカーによる技術革新が不可欠であります。施策の優先順位としては現状低くなっております。

町内の農機具販売事業者の皆様と意見交換をさせていただきながら、各メーカーの動向について情報収集を行ってまいります。

5番目の各公共施設における排出削減対策でございますが、これにつきましては、省エネの部分につきましては昨日の渡辺議員からのご質問に、また創エネ、つくるほうですね、こちらにつきましては、7番の質問のお答えと重複しますので、ちょっとこちらでは省略をさせていただきます。

6番目の町の雁田山、鎮守の森、果樹園等々におけますカーボンニュートラルに向けての方策でございますが、2050年のゼロカーボンを達成するためには、温室効果ガスの森林吸収等によりカーボンを防ぐことも重要な施策の一つとなります。

町では土地利用政策により、山林や果樹林等の農地の保全に長年努めるとともに、潤いのあるまちづくりの一環として、景観施策の面から生け垣の補助、緑地帯の設置上限などを通じて、住宅地の緑地化にも取り組んでまいりました。これら町内に現存する森林につきましては、温室効果ガスの貴重な吸収源として、今後も保全していくことが重要です。

しかしながら、町内で吸収源となり得る森林、果樹園、緑地の面積につきましては、町の総面積、それから土地利用の制約上、その他大幅な増加を見込むことは難しい状況であり、追加的な吸収源の拡大を政策的に取り組んでいくことは困難であると考えております。

動植物の生態系維持、文化的な側面も含めた地域環境全体を守る視点に立ち、可能な限り現状の森林や緑地面積を保全していくことを基本姿勢として取り組んでまいります。

7番目のご質問、カーボンニュートラルの実行として、再生エネルギー等々ございますが、現在の町の施設の屋根貸しは取りやめとして、自前の発電設備、また蓄電設備で、町の支出を削減するための施策はどうかというご質問でございますが、小布施町では平成29年より、

町内の一部公共施設において施設の屋根貸しを行っております。そのうち、屋根上太陽光で発電した電力をその施設で利用できる公共施設は4施設ありますが、残りの2施設については、全ての電力を事業者がFITで売電をしております。

また、発電した電力の一部を利用している前者の施設につきましても、蓄電池を併設していないことから、発電している日中のみの利用可能となっており、夜間電力は一般的な契約電力を使用する形となっております。

現在設置済みの太陽光発電については、事業者との間で契約条件などから、一方的な取りやめを行うことはできませんけれども、避難施設として指定されている体育館などにつきましては、災害時などに自家消費できる仕組みづくり可能かどうか、早急に検討をまいります。

また、小布施町役場庁舎を含め、現在発電設備を設置をしていない公共施設につきましては、施設が立地する場所、景観への影響、建て替え時期、費用対効果等を総合的に検討しながら、補助金を有効に活用し、自家消費型の太陽光発電の設置を優先して検討をまいります。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） 今の答弁の中で、3つほど質問をいたします。

まず、屋根貸し賃料の収益については、来年度の予算計上で、公共施設貸し屋根料として、6施設で16万8,000円の収入しか見込んでいません。

再度お伺いしますが、収益上げるためには、この施設はやらなきゃならない、絶対だと思いますが、どうなのでしょう。

それから、先ほどの答弁でもそうですが、2030年に50%以上の削減目標とすることですが、来年度の予算でも、DXを採用するということで考えておられますけれども、長野広域連合からますます取り残されていくのではないかと危惧しますが、いかがでしょうか。

それから、先ほどの発表の問題を、いつ町民の皆様へ周知すると、していくことはどのようにされているのかお聞きします。失礼しました。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 今、福島浩洋議員から賜りました追加の質問のほう、担当のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目、屋根貸しの6施設の関係ですが、議員おっしゃるとおり、収益を上げていく

という視点であったりとか、また、先ほど町長の答弁からもありましたとおり、うち自家消費型で、災害時にも使えるような形というものやっていくというようなことも含めて、やはり、ある種課題が多いというか、様々見直すべき点はあるというふうに考えております。

ただ、事業を開始をした当初に、ある一定の契約であるとか方向づけの中で始めているというような事業でもありまして、なかなか一方的に全てを変えることはもちろんできませんし、事業者のほうも、投資をした上で実施をしている事業になっているということもございます。

そういったことも含めて、どういった形が一番いいのかということを事業者の皆さんとも話し合いながら、特に災害時対応できるような形というものをまずは検討していきたいというふうに考えております。

2点目の50%以上の削減の部分、これが恐らく、長野県の目標からすると低くなっているという中で、ほかの自治体から取り残されてしまうのではないかなというような指摘だったと思いますが、正直なところ、長野県が定めている目標というものが非常に意欲的でした、正直なところ、例えば私たちも、長野県に従ってというか、そういった計画を踏まえて、60%削減にするというふうに明記することは、できないわけではもちろんないんですけども、具体的な推計に基づいて、その中で現実的かつ意欲的な目標ということを考えたときに、50%程度の削減というものが妥当なのではないかなというような形で考えているというところではあります。

これは決して、非常に後ろ向きな目標設定だというふうには思っておりませんで、具体施策の中で、これを本当にしっかり達成していくんだという、町としては非常に意欲的な目標であるというふうに考えております。

このあたりは、長野広域連合、ほかの自治体も、長野県に合わせて目標設定をしているわけではございませんで、それぞれの自治体で、かなり事情によって目標設定が異なっておりますので、そういったほかの自治体の状況も見ながら、私たちも随時、現状に合わせて更新をしていきたいというふうに考えております。

また、3点目、周知をどうするかという点ですが、昨日の渡辺議員への答弁の中でも申し上げたんですけども、本来であればというか、当初の目標としては、今年度中に策定をするということで計画策定を進めてまいっていたんですけども、若干遅れておりまして、この点、私の担当のところ、2か月ほど、ちょっと策定のスケジュールが後ろ倒しになっているという状況がございます。

それで、3月の下旬から4月にかけて、パブリックコメントのほうで、まずは住民の皆さんに素案というか、案の公表をさせていただいて、ご意見をいただく予定です。それに先立って、いろいろな住民団体の皆さんには、ヒアリング等でいろいろなお声をいただいてきたものも踏まえた上での今、案の作成ということになっておりまして、そこがちょっと若干、コロナ禍の中で遅れていたというところになります。

その上で、5月末の策定を目指すというスケジュールで住民周知を図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○6番（福島浩洋君） 質問を終わります。

○議長（小林一広君） 以上で、福島浩洋議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時55分

令和4年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第4号)

令和4年3月24日(木)午後2時30分開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 4号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6号 小布施町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7号 小布施町資金積立基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 11号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 19号 令和3年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第 10 議案第 23号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 24号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 25号 令和3年度小布施町水道事業会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 26号 権利の放棄について
- 日程第 14 議案第 27号 権利の放棄について
- 日程第 15 議案第 28号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 16 議案第 29号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 17 議案第 30号 損害賠償の額を定めることについて

- 日程第 18 社会文教常任委員長報告
- 日程第 19 議案第 8 号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 9 号 小布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 10 号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 3 年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 3 年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 3 年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 25 政策立案常任委員長報告
- 日程第 26 請願第 1 号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める請願について
- 日程第 27 発委第 2 号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書について
- 日程第 28 予算特別委員長報告
- 日程第 29 議案第 12 号 令和 4 年度小布施町一般会計予算について
- 日程第 30 発委第 3 号 議案第 12 号 令和 4 年度小布施町一般会計予算に対する附帯決議について
- 日程第 31 議案第 13 号 令和 4 年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 14 号 令和 4 年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 15 号 令和 4 年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第 34 議案第 16 号 令和 4 年度小布施町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 35 議案第 17 号 令和 4 年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 36 議案第 18 号 令和 4 年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第 37 議会報告第 1 号 財政援助団体に対する監査の報告について
- 日程第 38 議会報告第 2 号 出納検査の報告について
- 日程第 39 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小西和実君	8番	関悦子君
9番	大島孝司君	10番	小渕晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	小林一広君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
総務課長補佐	荒井政人君	企画財政課長	畔上敏春君
健康福祉課長補佐	益満崇博君	産業振興課長	富岡広記君
建設水道課長	林信廣君	建設水道課長補佐	鈴木利一君
建設水道課長補佐	芋川享正君	教育次長	藤沢憲一君
監査委員	畔上洋君		

事務局職員出席者

議会事務局長	涌井典男	書記	柘津貴子
--------	------	----	------

開議 午後 2時32分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） ご苦労さまです。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本日町長から、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、政策立案常任委員会から、発委第2号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書について、予算特別委員長から、発委第3号 議案第12号 令和4年度小布施町一般会計予算に対する附帯決議についての提出がありましたので、報告いたします。

次に、永井健康福祉課長から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

これより直ちに日程に入ります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案、日程第2、議案第2号から日程第17、議案第30号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

福島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○総務産業常任委員長（福島浩洋君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月14日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 小布施町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 小布施町資金積立基金条例の一部を改正する条例について、議案第11号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第19号 令和3年度小布施町一般会計補正予算について、議案第23号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第24号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第25号 令和3年度小布施町水道事業会計補正予算について、議案第26号 権利の放棄について、議案第27号 権利の放棄について、議案第28号 損害賠償の額を定めることについて、議案第29号 損害賠償の額を定めることについて、議案第30号 損害賠償の額を定めることについてであり、慎重に審査しました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第2号についての質疑として、第11条、その他これに準ずる事実とはどんなものか。育児休業法の改正に伴う段階的な改正時期は。分割休暇は10月からの改正かとの発言がありました。

議案第3号についての質疑として、附則中の調整額が基準以上となる場合とは。調整額と基準額との関係はとの発言がありました。

議案第4号についての質疑として、令和2年11月30日以降に条例改正があったのかとの発言がありました。

議案第5号についての質疑として、県人勧準拠であるが、年内に改正されなかった理由と退職者、新規職員への影響は。県は11月中に給料表改正しているが、町の対応と会計年度職員への反映は等の発言がありました。

議案第6号についての質疑として、地域プロジェクトマネジャーの任務はどの発言がありました。

議案第7号についての質疑として、基金についてはほかに統合するものがあると思われるが、考えはどの発言がありました。

議案第11号についての発言はありませんでした。

議案第19号についての質疑として、中学校環境整備事業設計監理委託の算出根拠は。設計監理委託費の本体工事費に対する割合と関係性は。予備費の想定される支出項目は。土地開発公社完成土地等売却事業の内容と町が補填する考えについて。中学校環境整備事業費のトイレ数とその仕様は。新規就農者支援事業費の減額理由と農業次世代人材投資事業資金減額の対象者数は。保育士等処遇改善について、認可外保育園は対象外か等の発言がありました。

議案第23号及び議案第24号についての発言はありませんでした。

議案第25号についての質疑として、低区配水池更新事業で太陽光発電設置の予算は。太陽光発電は屋根貸しで検討したのか。電気の自家発電・自家消費等の検討は。環境に配慮した政策を進めている町と連携して再考する考えは。屋根貸しによる太陽光発電の構造上の検討は等の発言がありました。

議案第26号についての質疑として、債権に対する保証人は。相続人の特定と追跡は。債権放棄に対する財務規程は。当該住宅の使用貸借の考えは。債権管理条例の制定と特殊なケースとしての分類は。相続放棄手続の確認は等の発言がありました。

議案第27号についての質疑として、一覧表中の個人件数に分けた理由と債権時効長年経過にルールがあるのか。件数という表示の意味は。債権者ごとの放棄理由の説明と理由明示は。相続放棄の確認と相続した場合の時効延長の考えは。法人債権者の追跡確認の考えと転出先事業者と連携する仕組みは。毎年度の債権管理状況と私債権の時効中断に対する考えは。費用対効果の考えがあるが、公平性の観点から裁判所への必要な手続を行うべきでは等の発言がありました。

議案第28号についての質疑として、業務用調理器具の新規での購入額、耐用年数、経過年

数は。調理器具の内容は。水道施設に対する保険適用は。3議案全てに保険が適用されるのか等の発言がありました。

議案第29号についての発言はありませんでした。

議案第30号についての質疑として、個人所有の給湯器は何台かとの発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月22日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第11号、議案第19号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号及び議案第30号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和4年3月24日、総務産業常任委員長、福島浩洋。

○議長（小林一広君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより、議案第5号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第27号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第28号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第29号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第30号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 日程第18 社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第19、議案第8号から日程第24、議案第22号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

中村社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 中村雅代君登壇〕

○社会文教常任委員長（中村雅代君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月15日午前9時から公民館講堂において、委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第8号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例について、議案第9号 小布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第10号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第20号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第21号 令和3年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第22号 令和3年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第8号、議案第9号及び議案第10号についての発言はありませんでした。

議案第20号についての質疑として、財政調整基金残高は。基金を取り崩して国保税を下げる考えは。高額医療費に係る疾患内容と対象者数は。過剰な基金積立ての妥当性の考えと国保審議会からの提案内容は。多額の基金積立てをしない国保運営の考えはこの発言がありました。

議案第21号及び議案第22号についての発言はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月22日に委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第8号、議案第9号、議案第10

号、議案第21号及び議案第22号は全員挙手、議案第20号は挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和4年3月24日、社会文教常任委員長、中村雅代。

○議長（小林一広君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第8号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（請願）

○議長（関 悦子君） 日程第25、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第26、請願第1号について、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。

小淵政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇〕

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 政策立案常任委員会審査報告。

政策立案常任委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

3月16日午前9時から公民館講堂において、委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された請願第1号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める請願についてであり、請願人に出席を求め、慎重に審査いたしました。

請願第1号についての質疑の主なものとして、ミャンマーの人口規模、拘束されている国外者の内容と拘束期間、被害を受けた少数民族や避難民の状況、武器輸出禁止の内容は。

一つ、政府開発援助（ODA）が支援している用途内容は。

一つ、請願を長野県議会は採択をしましたが、他都道府県等の採択状況は。

一つ、請願の趣旨は軍政に反対したのか、国民の安全確保が優先なのか。

一つ、援助品が確実に地域の人たちに届いているのか。

一つ、アウン・サン・スー・チーさんの不当な拘束への釈放を訴えることに賛成であるなどの発言がありました。

慎重審査を期すために、3月22日に委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。

請願第1号についての意見として、ロシアによるウクライナ侵攻が取り沙汰されている中、ミャンマーでは1年前に軍事クーデターが起こり、民主化の回復を願っている。請願の採択に協力をお願いしたいとの発言がありました。

討論を省略して採決の結果、請願第1号は、全員挙手で原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和4年3月24日、政策立案常任委員長、小渕 晃。

○議長（小林一広君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、請願第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより請願第1号について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） 日程第27、発委第2号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書についてを議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

〔政策立案常任委員長 小渕 晃君登壇〕

○政策立案常任委員長（小渕 晃君） 発委第2号。

令和4年3月24日、小布施町議会議長、小林一広様。

政策立案常任委員長、小淵 晃。

ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書の提出について。

上記議案を小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出理由。

小布施町議会は、国会及び政府に対し、最大の援助国である立場を生かし、国際社会と連帯し外交努力を行い、ミャンマー国軍指導部への残虐行為の即時停止、不当拘束された人々の即時解放、民主的な政治体制の早期回復に向けて取り組むことを求めて意見書を提出いたします。

○議長（小林一広君） 以上で発委第2号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 日程第28、予算特別委員長報告を行います。

予算特別委員会に付託されました日程第29、議案第12号から日程第36、議案第18号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、予算特別委員長の審査報告を求めます。

小西予算特別委員長。

〔予算特別委員長 小西和実君登壇〕

○予算特別委員長（小西和実君） 予算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

3月22日午前9時40分から公民館講堂において、委員12名中12名の出席を得て予算特別委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月議会で付託された議案第12号 令和4年度小布施町一般会計予算について、議案第13号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計予算について、議案第14号 令和4年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第15号 令和4年度小布施町介護保険特別会計予算について、議案第16号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計予算について、議案第17号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第18号 令和4年度小布施町水道事業会計予算についてであります。

令和4年度一般会計及び特別会計予算については、予算特別委員会に2つの分科会を設置し、議案第12号については第1及び第2分科会それぞれに分担し、議案第13号、議案第14号及び議案第15号は第2分科会に、議案第16号、議案第17号及び議案第18号は第1分科会に分担し、審査を行いました。

3月22日の予算特別委員会において、各分科会長から審査の経過と結果の報告を求め、付託された案件を審査いたしました。これらをまとめたものを報告させていただきます。

議案第12号について、発言の主なものは、町税増収の推測について。

農家の町民税の占める割合は。

民生児童委員交付金増額理由、保健師の活動内容との相違点は。

新生児世帯への訪問活動について。

ふるさと応援寄附金の積算内容は。

新年度予算は前年度実績から考えるべきではないか。

企業版ふるさと納税についての考えは。

お買物タクシー業務委託内容について。

少子化対策補助金中の出産祝い金の内訳は。

出産祝い金増額の考えは。

D X推進事業費、仮想デスクトップの内容とその予算の規模は。

定住促進事業費、地域おこし協力隊の活動について、その効果と検証は。

ふるさと納税促進事業費、事務業務委託料の委託先、特産品発送委託料の流れについて。
町と委託業者の役割とお金の流れはどうなっているのか。
特産品発送委託先63業者の内容と業者別の数量は。
農産物取扱業者への募集広報は。
返礼品の金額設定と大量購入時の割引交渉は。
寄附金額が増収の場合は委託料が増えるのか。
寄附金増収に対する委託料支払いの考え方について。
委託業者の定款等資料要求について。
イノベーションHUBの設立経緯は。
委託先業者を決定する際の町の考えは。
男女共同参画社会づくり費、講師謝礼の内容、事業をアピールする考えは。
防災士資格取得制度の概略、広報等積極的な募集、消防団員経験者への働きかけ、資格取得後の防災士の役割の広報は。
東大先端研共同研究等の研究委託料の仕様書を提示する考えは。
共通納税QRコード対応委託料の内容は。
大規模建設事業積立基金積立金、予算額の根拠について。
ふるさとチョイス手数料を統一する考えは。
日本持続可能な観光協議会負担金及び現代の湯治場プロジェクト交付金の内容とそれぞれのメリットは。
持続可能な観光事業の効果が見えるように。
現代の湯治場負担金の交付先は。
地域づくり活動事業補助金、コミュニティ施設整備施設補助金の具体的内容について。
防災対策費、災害対策費用保険料の内容と適用範囲は。
町報印刷製本費用減額の内容は。
ふるさと納税フローにある委託先共同体の把握は。
ふるさと納税事務は、委託ではなくて町部局で対応する考えは。
地方公会計整備事業費、公会計アドバイザー業務委託料の必要性は。
子育てしやすい町の考えは。
農商連携小布施町の工業との連携について。
防災士資格取得について女性への募集は。

サテライトオフィス管理費、活用目標と働き方改革での利用について。
町有財産管理費、町有林間伐事業の財源と事業主体は。
広報広聴活動費、会計年度任用職員の予算減の理由は。
職員福利厚生費、ストレスチェック委託料の状況は。
町有財産管理費、清水厚生住宅解体工事の経過について。
農業振興費、環境保全型農業直接支払交付金、荒廃農地再生対策事業交付金の内容と規模の制限、予定人数は。
フローラルガーデンおぶせ施設管理委託料の内容は。
ブランド戦略事業費、新興果実全量買取委託料の将来的な考え方は。
ふるさと創造館管理運営費、施設の推移と今後の活用は。
おぶせガイドセンター管理委託料の継続検討について。
商店街等活性化事業費、商工会一般事業、小規模事業指導費補助金の内容は。
商工会への相談指導業務に対する実績と人件費補助の在り方について。
国道403号市庭事業の会議の進捗と関係予算は。
都市計画基礎調査の委託先と地元業者の選定は。
町営住宅管理費、管理の委託先は。
栗木歩道等管理費、栗木歩道の修繕箇所は。
女性防災クラブの運営予算は。
災害時での給水車の運用について。
消火栓取替工事の予定箇所は。
給与費明細書、職員の退職・新規者数は。
職員数微増に対する業務負担減の考え方は。
高齢者住宅支援、高齢者等タクシー利用給付金増額の理由。
生活支援ハウス管理費、管理運営委託料減額理由は。
地域生活支援事業費、成年後見支援事業の実績は。
民生児童委員等活動費、推薦会内容と委員謝礼支出の考え方は。
みすみ荘再建事業費、みすみ荘の建替計画と場所、広さ等検討内容の進捗は。
悩み事相談事業及び心の健康づくり推進事業の内容と福祉事業委託料減額の理由は。
老人福祉センター修繕料の内容とトイレ等の段差解消の修繕計画があるのか。
子育て短期支援事業、短期入所生活援助委託料の実績は。

各施設管理の土地借上料について、予算編成時の議論は。

保育園給食材料費の地産地消の目的は。

町外保育園保育委託料の傾向、増加の理由は。

町外園児に対し、小学校入学へつなぐための指導は。

他市町村から町内保育園に通っている園児数は。

給食材料について、地産地消の推進は。

民生児童委員の活動状況と、より積極的な活動促進のための手当ては。

おぶせスタディ事業の結果の活用と健康づくりに生かしていく考えは。

心の健康づくり推進事業の予算増額の経緯と相談員業務活動の内容は。

新型コロナワクチン接種状況と3回目追加接種の進捗は。

ワクチン接種への妨害文書の対応は。

基本健診の受診率が低迷している理由と対策は。

生活灯管理費、LED化の状況と生活灯の数は。

不法投棄防止活動の検討内容は。

インフルエンザ予防接種予算の根拠は。

新型コロナワクチン接種の令和4年度の対策は。

心の健康づくり推進、相談員業務委託料の内容は。

不妊治療費補助金の内容と保険適用外の補助範囲は。

歯科健診事業のより推進は。

食育推進事業費の内容は。

新型コロナワクチン接種の副作用による後遺症等の救済支援は。

心の健康づくり推進事業、町職員に対するケアは。

産後ケア事業委託内容と制度の周知は。

し尿処理費の負担内用とくみ取り料を値上げし、下水道接続率をアップする考えは。

ごみ収集車が入りにくい収集場所への対応と道路拡幅の考えは。

芸術文化振興基金の内容と購入先等の目標があるのか。

学校徴収補助金の内容は。

学校徴収補助金の補助率、補助方法、手続は。

幼保小中一貫教育事業のパートタイム会計年度任用部活動指導員報酬の内容と予定指導者の人選は。

幼稚園環境整備事業費の内容と保育園の建替構想について。

小・中学校の就学援助費補助金の内容と具体的な補助方法について。

I C T教育支援業務委託の内容は。

グローバルコミュニケーションH L A Bサマースクール事業継続の考え方と広域連携、広報等の考えは。

つすみ保育園改築の構想計画の検討について。

学校徴収金補助金の名勝の表現方法の考えは。

H L A Bサマースクール事業に対する地元の意識高揚は。

教育の質を高める戦略の考え方は。

図書館プロジェクト企画事業の住民の関わり方は。

森の図書館の周辺環境との調和は。

移動図書館の来にくい層の対象者、頻度は。

夜の図書館の中で書物との関連は。

移動図書館と町中図書館との関係は。

森の図書館と現代の湯治場事業との連動性は。

文書館管理運営、公文書のデジタル化の考えは。

おぶせミュージアム管理、入館料と支出のバランスについて、基本的考え方は。

経費節減のため、ミュージアム企画運営を他の美術館や近隣市町村と連携するなどの工夫の考えは。

歴史民俗資料館管理、不要物品廃棄委託料の内容と実績は。

子ども教室推進事業、通学合宿の見通しは。

おぶせミュージアム・高井鴻山記念館の高齢者への入館無料の考えは。

図書館管理費、高額な講師謝礼の詳細と予算措置の考え方は。

新規の町職員に対する人権同和教育は。

生涯学習サークル活動謝礼の内容は。

予算全体で、土地借上料の減額と値下げ交渉をした件数、金額と見直しの考えは。

歴史民俗資料館の入館料増収の対策と入口の古墳整備は等の発言がありました。

議案第13号についての発言は、国保税医療給付費滞納繰越分の滞納者数と内訳は。滞納分の回収見通しと滞納者の入通院状況は。滞納者に対する資格者証発行の是非は。人間ドック健診補助のP Rは。レセプト点検委託の内容と件数の傾向は等の発言がありました。

議案第14号についての発言はありませんでした。

議案第15号についての発言は、地域介護予防活動支援事業、ポイント制度事業費がなくなった理由とポイント制度の検証は。介護従事者への国補助と補助申請手続は。地域自立生活支援事業、配食サービス委託の利用者数と利用状況は等の発言がありました。

議案第16号についての発言は、公営企業会計化対応業務委託の終了時期は。委託業務の内訳と会計システムを構築する場合のパッケージ仕様の考えは。企業会計化に伴う経営的指導はあるのか等の発言がありました。

議案第17号についての発言はありませんでした。

議案第18号についての発言は、給水車の2,000リットルは何人分対応か。また、想定される用途は。給水車の他市町村との共同購入または他市町村から借受けの考えは。給水車を他に貸し出す場合の解釈、根拠は。営業外収益の長期前受金戻入の取崩し期間は。水道料金の値上げの考え方は等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された議案の質疑内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。慎重審査を期すために討議を行いました。

議案第12号について、ふるさと納税事務委託先の事業形態の体制がふさわしいのか。

ふるさと納税事務について、小布施町のために寄附されているので、町職員の直事業としてやるべきである。また、町振興公社はどうあるべきか考えたほうがよい。

予算の中で業務委託が多く見受けられ、精査すべきである。

ふるさと納税事務は、附帯決議をつけて、1年間しっかりと注視していくべきである。

心の健康づくり事業について、自殺対策計画書の見直しがあり、しっかりした体制づくりが必要である。

行政財産への用地借上料の解消に努めていただきたい。

まちとしょテラソプロジェクトの予算は必要がないのではないか。また、おぶせミュージアム管理費へ多くの一般財源が投入されており、なるべく自力で事業を行うべきである等の発言がありました。

討論を省略して採決の結果、議案第12号及び議案第18号は挙手多数、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第12号に対する附帯決議を提出することに決定いたしました。

以上、予算特別委員長報告といたします。

令和4年3月24日、予算特別委員長、小西和実。

○議長（小林一広君） 以上で予算特別委員長報告が終わりました。

◎予算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより、一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第12号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） 日程第30、発委第3号 議案第12号 令和4年度小布施町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題といたします。

予算特別委員長から提案理由の説明を求めます。

小西予算特別委員長。

[予算特別委員長 小西和実君登壇]

○予算特別委員長（小西和実君） 議案第12号 令和4年度小布施町一般会計予算に対する附帯決議について。

上記議案を小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由、令和4年度小布施町一般会計予算の執行に当たり、慎重な対応を求めるため。
議案第12号 令和4年度小布施町一般会計予算に対する附帯決議。

令和4年度小布施町一般会計予算の執行に当たり、下記の事項について対応することを強く求める。

記。

1、各款に委託事業が多数見受けられるが、委託の必要性をよく検討すること。
特にふるさと納税に関しては、直営事業の優先的な執行について検討すること。

また、委託する場合にあっては、町振興公社の活用を検討されたい。

2、土地借上料は、おおむね昨年度同額計上されている。プロジェクトチームを立ち上げ、固定資産税、土地評価価格等を考慮した公平・公正な借上料になるよう、その削減に努めること。

3、重点施策、相談支援体制の充実における心のサポート相談と健康づくりの中で、町自殺対策計画の見直しに当たっては、精神保健的・社会経済的な視点を含む包括的な施策を推進すること。

また、令和2年度に町役場での分限処分7件、懲戒処分1件という数字は異常事態である。
よって、対策・対応を速やかに行う必要があり、再発防止に努められたい。

4、文化芸術に関する振興施策については、指定管理を含めた費用対効果を加味し、効率的な予算執行に努めること。

以上決議する。

令和4年3月24日。

○議長（小林一広君） 以上で発委第3号の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員長報告の討論、採決

○議長（小林一広君） 次に、議案第13号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議会報告第1号の報告

○議長（小林一広君） 日程第37、議会報告第1号 財政援助団体に対する監査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから、財政支援団体に対する監査報告を申し上げます。

第1、監査の概要でございます。

一つとして、基本方針ですが、財政援助団体の監査に当たっては、公金の適正な支出を担保することを目的とし、出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、また、財政支援の目的に沿った事業運営が適切に行われているかについて監査いたしました。

2番目の監査実施団体ですが、今回は一般財団法人小布施町振興公社でございます。

先ほども予算審議の中で、この団体について、るるご意見があったことは承知の上で、またこの報告をさせていただきます。

3番目の監査の範囲ですが、平成30年度、令和元年度及び令和2年度の財政援助団体の出納その他の事務事業について、3年間を行いました。

4番目、監査の視点ですが、一つ、財政支援団体等監査について、町から支出された公金が財政援助団体を通じて所期の目的どおり適正に執行・運用されているかを中心に、次の観点に基づき実施いたしました。

アとしまして、委託料の目的・内容が公益上の必要性から見て妥当か。

イとして、財政援助団体の運営は適切に行われているか。

ウとして、対象事業は計画的かつ効率的に執行されているか。

エとして、会計処理の方法は適正かということでございます。

2番目として、公の施設の指定管理状況についてということで、管理業務の実施状況、利用状況及び管理経費の収支状況について、監査の視点に置きました。

5番目、監査の方法ですが、資料に基づき、委託料の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合・確認するほか、財政援助団体及び担当課への事情聴取により監査を実施いたしました。

6番目、監査の実施日は令和4年1月21日でございます。

第2として、監査の結果でございます。

1番目、財政援助団体等監査の結果。

町から交付されている過去3年間の委託料の運用状況について、関係帳票類、担当者からの聞き取り等に基づき精査・検証を行った結果、それぞれの委託料に、次のとおりの問題が認められました。

イとして、最初には、フローラルガーデンの管理委託料、毎年1,500万円の予算が盛られております。これにつきましては、決算上から見て、維持管理に委託料をもって相当の費用が使用されていたものであるが、認知度・魅力度等から見て、継続的にこの金額でこの委託支援の必要性を検討すべきものと認められました。

2番目のブランド戦略委託料です。

平成30年度は900万円、うち商品開発費として200万円が宛てがわれております。令和元年度は600万円、令和2年度は300万円の委託料が払われておりますが、委託料の算出根拠というものは、ブランド戦略を進めるに当たって、そのブルムリーとチェリーキスの買取価格の支援でございましたが、令和元年度だけが600万円、以降300万円ですが、令和元年度以前の委託料は、その買取金額も少なく、支援金額の域を超えていた。過大に支払われていたということになるかと思えます。

3番目として、6次産業センター施設管理委託料です。

平成30年度から令和2年度、お手元の金額でございますが、この委託料は、農家からの仕入れに対する委託料を5%程度補填する内容のものでありました。施設管理委託料というものと中身は違っておりましたが、一応、そのような仕入れに対する5%補填するものであったが、この補填金額を示す明確な金額の根拠は示されませんでした。

以上掲げました(2)、(3)の委託事項については、町の担当課において十分な検証が行われておらず、その欠如が原因と考えられました。さらには、町との相互の信頼関係のなさも問題だったと判断いたしました。

2番目として、公の施設の指定管理についてですが、現在町としては、フローラルガーデンおぶせ、6次産業センター、ふるさと創造館の3か所の施設を指定管理として委託しております。

そこで、フローラルガーデンおぶせ、6次産業センターの備品検査を行いました。その公の製品の製品製造に係る大型機械等の管理は的確にされておりましたが、一部町から貸与された備品が確認できませんでした。町の備品台帳には、当該施設開設費の備品が多数登録されており、耐用年数から見ても使用状況等に疑問が残っており、早急に町及び公社双方が施設・備品の管理状況を把握し、整理されたいということでございます。

3番目として、振興公社全体の運営上の問題についてでございます。

経営的には、近年、事業の積極的推進、経理処理の迅速化・明確化等により、収益が確保されるに至ったことは評価されますが、全体を通して次の問題点が認められた。

1として、町のふるさと納税に対する積極的な取組により、当公社にも相当の支援が確保されるに至りました。具体的な数字としまして、括弧の中にありますが、令和2年度、町からは8,000万円のお金を頂いております、そのうちの利益率は33%であって、これに公社の荷造り梱包費、人件費負担があるということでございます。

具体的に申し上げますと、8,000万円もらって、そのうちの67%が生産者にフィードバックし、残り33%、8,000万円とすれば約2,600万円が公社の粗利になるわけです。そこから、荷造り費と人件費があるわけですが、一般的に、運送費は町が負担しておりますので、荷造り梱包費の部分でございます。これらは大体、例えば15%とした場合には約1,200万円ほどで、最終的に、ふるさと納税だけによる収益というのは、一千四、五百万円は通常見込まれるんじゃないかというふうに私は判断したところでございますが、この貢献による収益をある程度明確な金額をもって示し、それをもって経営刷新の数値を算出すべきと考える。

また、令和元年度と令和2年度において、町内のおぶせファーマーズと連携依頼を受けて、ふるさと納税事業に取り組んだこととございますが、この取引における収益の内容が、内容というか金額が不明確となっており、管理の不十分さが認められたと。例とすれば、令和2年度の決算書において、おぶせファーマーズから雑収入として1,200万円という決算書が見られるわけですが、現実的にはこの1,200万円、もろにファーマーズから受けたということではございませんで、当然、原価部分の補填ということで、1,200万円がファーマーズから来たんですが、その詳細、明確な数字の根拠はなかったということとございます。

2番目として、過去において、公社単独で経営戦略、店舗展開、商品開発等にコンサル料として多額の委託料が支払われている事実が認められていると。この効果・結果について、明確な検証がされておらず、問題が認められた。

今回の決算、3期分ですが、それ以前には、このほかに、やはり人件費的な面でも不明朗な面があるんじゃないかなということを報告を受けております。

3番目として、現在、施設の一部、鑑賞温室や事務室、倉庫等の貸借については、その経緯や手法に疑問が残されており、速やかな解消を望む。

まとめで、以上、地域の経済的発展と活性化を図る所期の目的達成のため、町担当部局と連携し、事業全体を再構築の上、透明性のある適正な事業の執行を望むということとござい

ます。

令和4年3月24日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、渡辺建次。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、財政援助団体に対する監査の報告を終わります。

◎議会報告第2号の報告

○議長（小林一広君） 日程第38、議会報告第2号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） 例月出納検査の結果についてご報告申し上げます。

一つとして、検査の概要でございます。

（1）検査の対象ですが、令和3年11月分、12月分及び令和4年1月分の次の会計、基金等に係る現金・預貯金等の出納の保管状況ということでございます。記載は、一般会計、国民健康保険特別会計から、一番最後の一時借入金等々についてでございます。

2番目として、検査の実施日ですが、令和3年12月27日、令和4年1月28日、令和4年2月25日に行いました。

3番目として、実施した検査手続ですが、検査の対象となりました現金等の出納について、会計管理者から提出されました資料と金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

監査の結果でございます。

令和3年11月30日現在、12月30日現在及び令和4年1月31日現在における現金・預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されましたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は、お手元の別表のとおりでございます。
小布施町代表監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、渡辺建次。
以上でございます。

- 議長（小林一広君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。
これをもって出納検査の報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

- 議長（小林一広君） 日程第39、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

- 町長（桜井昌季君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、
お諮りいたします。

下記の者を人権擁護委員として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に
より議会の意見を求めるものでございます。

氏名はソガタカコ、お住まいは押羽673番地、昭和37年3月7日の生まれでございます。

以上です。

- 議長（小林一広君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案に対する議会の意見として、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（小林一広君） 全員起立であります。

よって、諮問第1号に対する意見は、これを適任とすることに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（小林一広君） 以上で、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

3月会議を閉じ、令和4年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、3月会議を閉じ、令和4年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小林一広君） ここで、町長から挨拶があります。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 令和4年3月会議の散会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月会議に上程いたしました議案につきまして、本日提出の人事案件も含め、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

附帯決議をいただいた部分につきましては、慎重に検討し、今後の町政運営に生かしてまいります。

新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、開会の挨拶でも申し上げましたとおり、3月6日にまん延防止等重点措置の適用が解除されましたが、現在も小布施町を含む長野地域での感染者数は増加傾向にあり、感染警戒レベルは5となっております。

町では1月22日より、県の感染警戒レベルが4以下となるまでの間、公民館や体育施設等の公共施設の貸出しを休止するなどの対応を取ってまいりましたが、県教育委員会の方針、また近隣自治体の対応状況、また地域住民活動への影響などを踏まえ、方針を変更し、3月18日より公共施設等の貸出しを再開しております。

春に向けて外出や移動が多くなり、さらなる感染拡大の可能性が懸念されるところであります。町民の皆様におかれましては、引き続き基本的な感染対策の徹底に加え、現在、町内

医療機関の協力の下、取り組んでおります3回目のワクチン接種にご協力いただきますようお願いを申し上げます。

今後予定している事業等について申し上げます。

東大・小布施町コミュニティ・ラボの活動として、3月12日から、小布施の風景を考える10日間「見つける、見つめる、農の風景。」と題し、シンポジウムや写真展を開催いたしました。写真展は、北斎ホール、まちとしょテラソ、小布施文化観光協会にて21日まで開催いたしました。

また、「残したい農の風景とは」をテーマに、3月20日に北斎ホールで開催いたしましたシンポジウムには、40名ほどの方々にご参加をいただき、未来に残したい農の風景について活発な意見交換が行われました。

今後も今回のような取組を通じて、町民の皆様との対話・協働を大切に、次代を見据えた地域の在り方を検討してまいります。

小布施中学校では3月17日に、栗ガ丘小学校では3月18日に、それぞれ密にならない工夫をして卒業式を行いました。中学校は、卒業生とその父兄が体育館で間隔を空けて座り、在校生は教室で映像を通して卒業式に参加をいたしました。小学校は、卒業生とその父兄、そして5年生のみが体育館に入り、1年生から4年生は教室でプロジェクターを利用して卒業式の様子を見ました。

現在は春休み中ですが、コロナ禍にあっても子供たちが充実して過ごせるよう、引き続き学校や家庭と連携し、見守りを行ってまいります。

高井鴻山記念館では、3月18日から6月22日まで、春季特別展「北斎とつながる小布施 鴻山と北斎」を開催しています。北斎との交流を伝える手紙、毎日描いていた「日新徐魔図」、「岩松院八方睨み鳳凰図」の下絵、本館初公開の北斎の肉筆画など、北斎と小布施のつながりが分かる作品・資料をご覧ください。

4月1日には、つすみ保育園とわかば保育園の入園式を行い、4日には、認定こども園栗ガ丘幼稚園の入園式を行います。また、6日には、栗ガ丘小学校と小布施中学校で、それぞれ入学式を行います。新型コロナウイルス感染症対策のため、卒園式や卒業式と同様に、密にならない工夫をして行うこととなりますが、令和4年度も一人一人のお子さんが健やかに成長できるよう取り組んでまいります。

4月17日には、石川県輪島市で開催される第106回日本陸上競技選手権大会35キロ競歩兼オレゴン2022世界陸上競技選手権大会日本代表選手選考競技会に、荒井広宙選手が出場しま

す。オレゴン世界選手権出場権をかけた重要な大会です。町を挙げて熱い応援をしてみたいと思います。

コロナ禍における商工業支援につきましては、町内事業所の皆さんからの切実なご意見を伺いながら、町としてもできる限りの支援策を講じてまいりました。

4月には、商工会、小布施文化観光協会と連携し、国・県の地方創生臨時交付金、第6波対応事業者支援交付金を活用し、経済対策を検討し、進めてまいります。

なお、予算措置につきましては、令和4年度早々に議会をお願いし、補正による対応をしてみたいと思います。

いよいよ4月3日から6月29日まで、善光寺御開帳が開催されます。

3月からは、首都圏をはじめJR東日本管内の主要駅で、千曲川の桜堤をメインビジュアルとしたポスターを掲示いただくとともに、北陸新幹線乗車時に読むことができる広報誌「トランヴェール3月号」では、18ページにわたる小布施特集を組んでいただいております。大勢のお客様にご来町いただけるよう、引き続きJR東日本長野支社、大人の休日クラブ、長野電鉄様など、様々な企業の皆様や周辺市町村と連携し、誘客策を積極的に進めてまいります。

4月8日には、小布施駅に花のおもてなしコーナーを設置します。駅をご利用いただく皆さんを花でお迎えすることで、心地よい空間、コロナ禍でも少しでも心と和む空間を提供することを目的に、オープンガーデンオーナーの皆様にご協力をいただき、プランターなどの花飾りを行うものです。

気象庁による今年の桜の開花予報は、平年並みということです。開花が早かった昨年よりは遅くなると思われます。遅咲きの八重桜一葉は、5月の連休前頃から開花すると思われます。本年は、堤防補強工事等によりご覧いただける箇所に制限が出ておりますが、4月上旬からの開花状況と併せ、町のホームページ等でお知らせをしてみたいと思います。

コロナ禍ではありますが、感染防止等を十分にさせていただき、多くの方にお越しいただければと存じます。

なお、例年4月29日に開催しておりました千曲川ふれあい公園花まつりですが、千曲川桜堤防強化工事で広場が使えなくなったことから、今年から開催しないことに決定したと報告をいただきました。誠に残念ではありますが、やむを得ない判断であり、一日も早く工事が完成することを期待しております。

本会議及び委員会で議員各位からいただいたご意見、ご要望などにつきましては、今後十

分検討し、今後の町政運営に遺憾なきよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、くれぐれも感染予防にご留意をいただき、町発展に向け、ご健勝でご活躍いただくとともに、町議会のますますの発展を祈念申し上げ、散会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（小林一広君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） これにて3月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月24日

議 長 小 林 一 広

署 名 議 員 渡 辺 建 次

署 名 議 員 小 林 正 子